

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革小委員会

第9回制度設計ワーキンググループ

1. 日時 平成26年10月30日（木） 8：00～11：02

2. 場所 経済産業省本館地下2階講堂

3. 議題

(1) 事務局・オブザーバー説明

(事務局)

- ・ 第1弾施行後の供給計画について
- ・ 広域的運営推進機関のルールについて
- ・ 小売全面自由化に係る詳細制度設計について
- ・ インバランス制度に係る詳細制度設計について
- ・ ネガワット取引の活用について
- ・ 卸電力市場の活性化（自主的取組・競争状態のモニタリング報告等）について
- ・ 常時バックアップの見直し・部分供給について
- ・ 法的分離に関する検討について
- ・ 一般担保の取扱いについて

(遠藤委員)

- ・ スイッチング支援システムの検討状況について

(2) 自由討議（含む質疑対応）

4. 議事本文

○安永調整官

定刻となりましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会第9回の制度設計ワーキンググループを開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、本日もご多忙のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日も、議題に関係の深い関係者の方々にオブザーバーとしてご参加をいただいております。

公正取引委員会調整課の片桐課長、それから、本日代理で本間補佐にご出席いただいております。それから消費者庁消費者調査課の岡田課長、大口自家発電施設者懇話会の添木様、SBエナジー／SBパワー株式会社の児玉様、一般社団法人日本風力発電協会の祓川様、それから全国電

力関連産業労働組合総連合の岡崎様、全国銀行協会の会長行で株式会社三菱東京UFJ銀行の二重様にご参加をいただいております。ご多忙のところご足労いただきまして御礼申し上げます。

それでは早速でございますが、議事に入りたいと思います。

以降の議事進行は、横山座長にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○横山座長

皆さん、おはようございます。朝早くからお集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、お手元の資料3にございますように、たくさんの議題、大きく分類しまして10個の論点がございます。時間は10時半までの予定をしておりますけれども、議論の状況によりましては20分程度延長させていただくかもしれませんので、どうぞよろしく願いをしたいというふうに思います。

それでは、たくさん議題がございますので、早速議事に入りたいと思います。

それでは、まず資料のご説明をざっと事務局からしていただきまして、その後、エネットの遠藤さんからご説明していただいて議論に入りたいと思います。

それでは、事務局からよろしく願いします。

○安永調整官

それでは、ご説明をさせていただきます。

お配りしております資料ですが、資料4はエネットの遠藤委員から後ほどご説明いただきますので、事務局からは、事務局の資料の、本来資料5-1から5-9までご説明させていただくところがございますけれども、今回さらにいつもより資料が多くなっておりまして、前回もページをめくるだけで精一杯というご指摘もありまして、大変恐縮でございますけれども、お配りしております資料3の論点リスト、これに沿ってポイントをご説明させていただきまして、テーマによっては資料本体をご参照いただくと、こういう形で進めさせていただくことをお許しいただければと思います。

それでは、冒頭のほうについております資料3をご参照いただければと思います。

左上からでございます。

まず、大きなI番目の第1弾施行後の供給計画についてでございます。

こちらは、来年4月以降、新たに新電力、それから特定電気事業者において供給計画の提出が必要となり、広域機関を経由して提出するルールとなるということから、その手続、内容の案をまとめたものでございます。

こちらは素案でございまして、今後、関係者のご意見を伺いながらまとめていくことを考えております。

あわせて、広域系統の整備等が関係する供給計画について、国の変更命令等の手続を整理しております。

次に、大きなⅡ番目でございます。広域的運営推進機関のルールでございます。

(1) は、これまでこのワーキンググループにおいて何回かに分けてお示しをしてきた設備形成ルールについて全体像を改めて整理したものでございまして、新たな内容はございません。

それから、(2) の連系線の利用ルールでございます。こちらは4点ほどご提案をしております。

いずれも連系線利用の拡大のための提案でございますが、①として、運用容量を30分単位のきめ細かい設定で行うなどとする案、それから②といたしまして、緊急時に確保されている、いわゆるマージン、これを利用できるようにしようという提案、③として、現在は小売事業者しか連系線の予約ができないという点を見直しまして、発電事業者なども予約を可能とする案、④といたしまして、各区域で余剰電力が発生した場合に、緊急的に広域融通を行うルールについてご提案をしております。

続きまして、大きなⅢ番目、小売全面自由化に関する論点でございます。

まず、(1) 小売電気事業者関係の論点、3つ掲げております。

①でございますが、小売事業者の需要や供給力の見込みに変更があった場合に、変更登録手続が不要になる「軽微変更」の範囲を整理した案でございます。

それから②でございますが、これは前回、小売事業者の契約条件の説明義務についてご提案をいたしましたけれども、この説明ルールの中で特に再生可能エネルギーの固定価格買取制度によって買い取った電気を販売する際のルールについてご提案をしております。この固定価格買取制度は、全ての需要家の方から賦課金を頂戴いたしまして、これを再生可能エネルギーを買い取った小売事業者に交付金として交付をし、買取費用に充てると、こういう仕組みでございますけれども、買取制度がスタートした際に、この環境価値は費用を負担している全ての需要家に帰属するという整理をされております。これを踏まえまして、小売事業者が必要な費用負担を行っている場合、例えば買取制度の枠外で再生可能エネルギーを調達した場合、あるいは買取制度に基づいて買い取った場合でも、交付金を受け取らない、こういう形で費用を負担している場合には、再生可能エネルギーを付加価値として説明して販売しても問題ない。逆に、交付金の交付を受け、実質的な再生可能エネルギーの増分コストを負担していない場合には、再生可能エネルギーであることを付加価値として説明、販売することは適切ではないという整理をご提案しております。

次に、(1) の③でございます。前回、辰巳委員から、業務改善命令や登録の取り消しが行われたことを消費者がどのように知るかというご指摘をいただきまして、ここでのご提案は、業

務改善命令については、事業者自身と国が公表すること。それから、登録取消の場合には、事業者が必要家に直接伝えること、さらに、国もあわせて公表することという形で整理をさせていただきました。

次に、(2)の託送料金の事業報酬についてでございます。

他人資本報酬率の設定方法について、前回、松村委員や圓尾委員からご指摘があった点でございますけれども、ご指摘に沿った見直し案をご提案しております。

それから次に、(3)の離島の燃料費の回収方法でございます。

こちらは、燃料費の変動を託送料金に反映させる頻度について、前回、児玉オブザーバーから、例えば半年単位にできないかといったご指摘があり、検討させていただきましたけれども、検討の結果、原案どおりさせていただきたいと、毎月とさせていただきたいというものでございます。

次に、(4)の託送料金のストック管理についてでございます。

ストック管理の上限額、それから超過利潤の累積額、いずれも原価の洗い替えのタイミングでリセットをするという考え方を整理したものでございます。

次に、(5)低圧託送料金の二部料金制についてでございます。

スマートメーターが普及してまいりますので、1つ目の論点として、契約電力の決定方法、実量制の導入を進めていくこと。

それから2つ目の論点として、経過措置が残ります小売りの料金と、この新たな低圧の託送料金の整合性の確保。

それから3つ目の論点として、二部料金制、これは低圧の託送料金の二部料金制でございますけれども、2016年の全面自由化の実施時点から導入すべきことというご提案をしております。

なお、実量制の導入時期は、これは送配電事業者によって異なるということを許容する形としておりまして、需要家の方が実量制を選択した場合に、電気の使い方によっては基本料金が上がる場合もありますので、こうした点を小売事業者がきちんと説明すべきこと、あるいは移行に当たって託送料金側でも必要な経過措置を設けるべきことをご提案しております。

次の(6)でございますが、こちらは、資料の本体を使ってご説明をさせていただいたほうがよろしいかと思ひまして、大変お手数でございますけれども、資料5-3の41ページ以降のところをごらんいただければと思ひます。

この論点は、わかりやすい例えで申し上げますと、例えばご家庭に設置をされた燃料電池の余った電気を、隣の家に売つこと、ご家庭まで自由化をされますので、観念的にはこうしたことが可能になりますけれども、その際に、例えば隣の家に売るのであれば、託送料金は低圧のコスト分だけでいいんじゃないかと、こういったようなご指摘、いろいろなところで頂戴することがご

ざいまして、こうしたご指摘にどう応えるかということで整理をした論点でございます。

分散型電源の増加でありますとか、低圧向けの販売が自由化されることを踏まえて検討させていただくということで、対応の選択肢を4つほど並べさせていただいております。

資料5-3の、まず45ページが選択肢1でございます。

契約上、どの電源からどの需要に送ったのかを、これは契約上でございますけれども、忠実に反映をして託送料金を場合分けをする案が選択肢1でございます。

それから、47ページに選択肢2がございます。

こちらは、もう少しシンプルにいたしまして、1つの配電用変電所の下位にある電源から需要に送る場合には、特別高圧分は託送料金には含めないという案でございます。

それから、49ページが、選択肢3でございます。

こちらは、さらに機械的に整理をしまして、電源側の電圧が特高、高圧、低圧のどれであるかということと、現在のような需要側の電圧が特高、高圧、低圧のどれであるか、これを整理して、3×3の9通りに当てはめていくというのが選択肢3でございます。

それから、51ページが選択肢4でございます。

これは、結局、特別高圧を利用しているかどうかという個別の判断が難しいために、特別高圧を利用している場合もあれば、利用していない場合もあるだろうということに着目をいたしまして、高圧と低圧に連系している電源は、特別高圧の一定割合を機械的に割り引くというのが選択肢4でございます。

54ページにて、事務局の一応の評価というのを記してございますけれども、評価軸としてこれ以外の視点もあろうかと思えます。それから、選択肢4の場合には、特高の一定割合を引くというのは、一体どれだけ引けばいいのかといった論点さまざまございますので、ご議論いただければと思います。

お手数をおかけしますが、資料3の最初の論点リストにまた戻らせていただきます。

資料3の論点リストの一番左の下になります小売りの自由化の中の(7)でございます。

一般電気事業者の小売部門に課される経過措置の規制料金につきまして、これを解除するのが全国一律一斉に同時に解除をするのか、それとも区域ごとなのか。以前にこのワーキンググループでもご指摘をいただいたことがございます。今回、連系線の制約があるといったことも考慮して、区域ごとに解除をすることも可能とするという考え方を示しております。

次に、資料3の論点リストの真ん中の列に行かせていただきまして、インバランス制度でございます。

前回、市場連動方式とする方向性についてご議論いただきましたけれども、今回は、前回お示

した考え方をベースにさらなる詳細についてご提案をしております。

(1) が、系統の需給状況を反映する、 α という前回お示しした調整項の設定方法でございます。

①でございますが、ここでは設定方法といたしまして、実際に発生したインバランスを、仮に市場で取引をされていたとすれば、どういった入札曲線になるかということの後から計算をいたしまして α を設定するという方法をご提案しております。

それから、②といたしまして、この方式の場合に、インバランス料金がどうなるかということ、スポット市場の実際の取引データ過去1年分から計算をしてお示しをしております、これを踏まえまして、実際の入札データの上下の20%をカットして上限値・下限値とすることをご提案しております。

それから、(2)でございますが、これは地域差を補正する、前回、 β という調整項としてお示したものでございますけれども、この地域ごとの補正は、それぞれの地域ごとの火力と水力の可変費を用いて調整してはどうかというご提案。

(3) といたしまして、沖縄のインバランス料金、これは本土と同様の市場連動型にしてはどうか。それから、離島のインバランス料金につきましては、固定料金といたしまして、不足インバランスは平均発電費用、余剰インバランスは託送を除いた平均販売費用ということをご提案しております。

次に、大きなV番目のネガワット取引でございます。

ネガワット取引につきましては、資源エネルギー庁の省エネルギー・新エネルギー部におきまして、取引のガイドライン作成の検討会を開催しております。本日ご出席の大橋委員や林委員が参加をされておりますけれども、本日の事務局の資料では、まず、このネガワット取引の類型、それから主要論点を整理をさせていただいております。

ガイドライン作成のこの検討会で検討すべき課題、それからこちらの制度設計ワーキンググループで検討すべき課題、それぞれございますけれども、こちらのワーキンググループで検討すべき課題としては、論点一覧の(1)の①に記載しましたが、まず、ネガワット提供者というのを同時同量ルールの対象にすべきかという論点。ネガワット取引を活用した需要抑制を進めるために適正に取引ができるルールを整備することが必要で、ネガワット提供者が取引の主体となる場合には、同時同量の対象にすべき場合があるのではないかとことをご提案しております。

それでは、この②でございますが、発電事業者並みの規制を行うかということについては、現時点ではそこまでするというよりか、参入障壁になるという可能性も考えまして、今後の取引拡大によって規制の必要性が生じた時点で検討すればよいという形のご提案をしております。

(2)でございますが、一般電気事業者が現在締結している、いわゆる需給調整契約については、その内容に応じまして、送配電事業者によるものと、それから小売事業者によるものに整理をすべきということをご提案しております。

それから(3)、こちらは、後ほどごらんいただくしかないんですけども、恐縮でございます。ガイドライン作成検討会の検討状況につきまして資料にまとめさせていただいております。本年4月に検討会を設置いたしまして、今年度中にガイドラインを作成すべく検討を進めております。

主要論点といたしまして、ベースラインの設定、削減量の測定方法、契約のあり方などございます。ベースラインの設定については、例えば反応時間が長いものと短いものに分けて設定する具体的な手法について原案が提示をされております。電気事業制度にかかわる論点以外の論点は、引き続きこのガイドライン作成検討会で検討していく予定となっております。

続きまして、大きなVI番目でございますが、卸電力市場の関係でございます。

まず、(1)といたしまして、こちらほとんどデータになりますので、後ほどごらんいただければと思いますけれども、まず、(1)一般電気事業者による自主的取組状況のモニタリング結果でございます。引き続き事業者より表明された内容に沿った取り組みが行われておりまして、入札量、約定量、おおむね横ばいという状況でございますが、市場価格下落局面で新電力の方の買いが大幅に増えるといった局面もありまして、今後も一般電気事業者の供給力が回復することで活性化するかどうかといった点、引き続き注視が必要と考えております。

それから、(2)でございます。IPP事業者の実態調査を行いまして、この結果をまとめております。これまで一般電気事業者に長期で売電をしておりましたIPP電源について、新電力への売電に切りかえたケース、あるいは今後、新電力への売電への切り換えを検討しているケースというのが相当数あるあるということをご新たな情報としてまとめさせていただいております。

また、電源開発株式会社の電源の切り出し、こちら自主的取組の項目でもございますけれども、今回、沖縄電力におきまして、1万キロワット切り出すという方向で出ておりまして、これは新しい情報ということでまとめさせていただいております。

それから、(3)でございます。今後、全面自由化が行われていく中で、卸市場の監視あるいは小売市場の監視はいかにあるべきかということで、監視すべき項目あるいは規制当局が収集すべき情報といったものにつきまして例を挙げて整理をさせていただいております。

それから、大きなVII番目、常時バックアップと部分供給でございます。

こちらは、今回、具体的な案の提示に至る前の論点の提示ということにとどまっておりますけれども、まず、(1)の常時バックアップでございます。

これは、行う主体は一般電気事業者ということになっておりますけれども、まず①といたしまして、第2段階で事業ライセンスが見直されました後、どの事業者が主体になるのかという論点がございまして、発電、小売りが一体の場合には、これまでと同様の運用を継続できるとしてありますけれども、②といたしまして、発電と小売りが分社を仮にした場合には、これまでの常時バックアップとは違う形で新電力向けの供給を位置づける必要があるというふうに考えられます。また、③の今後の論点といたしまして、この分社した場合の様々な論点、例えばIPP電源など他社電源をどう扱うか、グループ外の電源をどう扱うかといった論点を挙げております。それから、低圧向けの常時バックアップについては、量の考え方をどう整理するかといったことも論点とさせていただきます。

次に、(2)の部分供給でございます。こちらは、主体は小売りということになりますけれども、低圧向けの部分供給というのを低圧の自由化に伴ってどう扱うか、手続のあり方やメニューのあり方について論点をお示ししております。本日は論点提起にとどめておりまして、具体的なご提案は次回以降を予定しております。

資料3の最後の右側の列にまいりまして、法的分離についてでございます。

大きく5つの項目に整理をしておりますが、まず(1)でございます。役職員の兼職などの規制についてでございます。前回、これらの項目について、大枠ということで、それぞれ何らかの規制は必要ではないかということで整理をいたしましたけれども、その詳細についてご提案をしております。

①から⑧までございますが、①は兼職規制等の対象となる取締役等の範囲につきまして、ここでは一般送配電事業の意思決定にかかわる取締役等を対象とすること。それから、それ以外の取締役等が存在する場合には、全取締役の過半数が該当することとすべきというご提案をしております。

②は、兼職を禁止する事業者の範囲でございます。発電小売事業者とその親会社を対象とし、発電小売事業者の子会社、兄弟会社や取引先は対象外、対象外の場合も、個別の兼職の状況と差別的取り扱いの有無を国が確認するというところでどうかというご提案をしております。

③は、兼任の禁止となる役職は、親会社以外の発電小売事業者について全ての取締役等と従業員、それから送配電の親会社については、発電小売事業の意思決定にかかわる取締役等と、それからその事業に関与する従業員を対象とすることとしています。

それから、④と⑤でございますけれども、この兼任禁止の対象者と、それから一般送配電事業の取締役等との間の人事の行き来でございますけれども、一定期間、例えば2年間の退避期間を設けるべきというご提案をしております。

それから⑥、従業員についてでございます。一般送配電事業と発電小売事業の兼職は、業務を限定した上で一部禁止、それから過去の経歴は問わない、一般送配電への在籍出向は、これは必要に応じて国が監視、確認するというところをご提案しております。

それから⑦でございますが、一般送配電から発電小売部門あるいは親会社への異動につきましては、兼職よりもさらに業務を限定した上で、こちらも一定期間、例えば2年間退避期間を設けること。

それから⑧でございますけれども、従業員のうち執行役員などの重要な使用人については、取締役等に準じた扱いとすることをご提案しております。

次に、(2)でございます。ファイナンス面での規制でございます。

① 一括資金調達でございます。一括調達した資金をグループ会社内で融通する場合に、一般送配電事業との関係では、通常取引の条件、すなわちグループ会社以外と同種の取引を行った場合と同様の条件の範囲内で行わなければならない規制を行うということをご提案しています。それから、その際に、この規制を逸脱した迂回取引を防止するために、財務等の方針に重要な影響を与えることができる会社の範囲まで含めて規制をするというのが②の部分でございます。

それから、③の保証や担保の提供につきましても、これも同様に通常取引の条件の範囲内という制限を課す案としております。

④の業務委託などのグループ会社との取引一般についても同様に、通常取引の条件の範囲内という制限を課すという案とさせていただきます。

(3) メリット享受の制限でございます。

ここでは、まず①の検討の前提ということで、この規制は、一般電気事業者がこれまで培ってきた信用力を剥奪するという、この競争政策的な目的ではなく、あくまで、これは法的分離に際しての送配電会社の中立性の確保の観点からの規制であると、こういう前提で検討するのではないかとすることをまずご提案をしております。また、法的分離である以上は、グループ会社であることの表示は認める必要がある。こういう前提を受けまして、では、具体的にどのような規制が必要かということ②以下でご提案をしております。

②の商標でございます。送配電、それから発電小売がグループとして同一の商標を使用することは認める一方で、一般送配電事業者は、別途独自の商標の設定を義務づけるという案としております。

③の社名につきましても同様に、例えば、北陸電力とか東北電力といった既存の電力会社の名称を冠することは認めつつ、一般送配電事業者につきましては、送配電事業であるということが

明らかになるような社名とするということを規制するという案としております。

それから、④でございますが、グループの発電小売事業者が送配電事業をグループ内に有することを活用して広告宣伝をすることは禁止をするということをご提案しております。

最後に、建物やシステムでございます。これは完全に別々にするということは求めないものの、建物であれば別フロア化をすることなどによって物理的隔絶、あるいはイコールフットィングを確保した上で入室制限、システムであればファイアウォールを設けて業務部門が送配電部門の情報を見られなくすることなどを求めるという案とさせていただきます。

次に、(4) 体制整備義務でございます。

これは、一般送配電事業者が行為規制の遵守計画を策定すること、あるいは社内の監視体制を構築すること、その内容を公表することなどを義務づけるという案でございます。

(5) でございます。こちらは、一般送配電事業者ではなく、送電事業者という電気事業法上の別の事業類型についての規制でございます。

具体的には、重要な送電設備を保有している電源開発株式会社が現在唯一この送電事業者に該当しますけれども、この送電事業者についても、法的分離を求めるという案でございます。

大きなIX番目、一般担保規定の扱いでございます。

これは、電気事業法で既存の電力会社、一般電気事業者に認められました社債発行の特例でございます。本年6月に成立をいたしました第2弾の改正電気事業法では、この社債発行の特例を残す。その一方で、安定供給のための資金調達と事業者間の適正な競争関係の確保という、この双方の観点からそのあり方を見直すということにされておまして、本日その見直しの案をご提案させていただくものでございます。

まず、法的分離の前に発行された社債、既発債でございますけれども、法的分離後も債権者の権利に実質的な影響を与えないということが大前提でございます。このために2つの方策をご提案しております。1つの案が、子会社が連帯債務を負う方式、もう一つの案が、子会社が親会社等に社債発行することで子会社の総財産を担保とする方式でございます。1つ目の方式は、N T T分割の際にとられた方策、もう一つの後者は、第2弾の改正電気事業法に基づき可能とされている方策でございます。この1つ目の方策は、債権保全の視点をより重視と、あるいは後者はアライアンスなどによる経営の自由度と債権保全を両立する方式とも言えるというふうに考えております。

それから、次の(2) 新発債、つまり法的分離後に新たに発行する社債についてでございます。

ここでは、将来的には一般担保規定を原則廃止することとしつつ、安定供給のための資金調達に支障を来さないと考えられる時期として、法的分離から5年程度、すなわち現在から10年程度

の間は一般担保付社債を発行できることとしてはどうかという案でございます。この期間中、イコールフットィングの観点から、旧一般送配電事業者のみならず発電事業者や送配電事業者、持株会社等に該当する方であれば、一般担保付きの社債の発行を選択できるということもあわせてご提案をしております。

事務局からの説明は以上でございます。

なお、資料全体の一番最後におつけをしております、本日オブザーバーとしてご参加をいただいております電力総連からの参考資料を配付しております。こちらにつきましては、岡崎オブザーバーのほうから、必要があれば補足いただくという前提でお配りしております。

大変長くなりましたけれども、事務局からの説明は以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは続きまして、スイッチング支援システムの検討状況につきまして、作業会を代表されて、エネットの遠藤委員から資料4に沿ってご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○遠藤委員

スイッチング支援システム関係のご報告をさせていただきます。資料4に基づきましてご説明します。

まず2ページ目ですけれども、これは毎回つけさせていただいておりますが、前回のワーキング以降の検討内容になります。飛ばさせていただきます。

次の3ページ目ですけれども、スイッチング支援システムの開発のRFPを実施いたしました。開発予定会社の協議先を選定いたしまして、候補者が6社ございましたけれども、そのうち議事評価、価格評価、総合評価を行いまして、NTTデータに決定しております。

4ページ目が、そのRFPの手続のスケジュールを示したものでございます。

飛ばしまして、次、5ページ目、これはワーキング前回以降、作業会で検討した内容ですけれども、ここにお示ししていますのが、お客様がスイッチングを行うときの日数がどのくらいかかるかという検討をさせていただいたものをまとめたものでございます。

2通りありまして、スマートメーターの工事が必要になる場合と、それからもう既にスマートメーターがついている場合とありますけれども、工事が必要になる場合には若干日にちが必要になります。工事日を含めまして8営業日と2暦日ということになっております。

それから、スマートメーターの工事が既についていない場合は、3日ほどでスイッチングは可能だということになります。

工事日を早く調整できたり、あるいはシステムが将来改良されたりして、高速でシステム投入ができるようになりますと、将来的にはこれがさらに短縮できる可能性もあるということでございます。

それから6ページ目ですけれども、これは、小売電気事業者と送配電事業者の間でいろいろなデータをやりとりするのですが、その共通規約というものをつくりまして、RFCという意見公募ですね、これを、パブコメのようなものですけれども、実施させていただきました。99件の多数のご意見をいただいております、その内容については、前回のワーキングで紹介いたしました技術検討部会、このワーキングの先生もいらっしゃいますが、有識者の方も含めた検討部会の中で議論をさせていただきました。その結果については次の7ページ目、8ページ目にまとめてございますが、詳細は割愛させていただきますけれども、質問事項についてはご回答させていただいておりますし、その内容について修正が必要な部分については、適宜修正をしております。それから、将来的な課題もいただいておりますので、それも引き続き検討事項として残してございます。

それから最後9ページ目ですけれども、これは低圧のスマートメーターが入ったときに、30分の電力量、同時同量データをなるべく高速で小売事業者に提供するというために60分以内ということで今進めていただいておりますけれども、それを実現するためのシステム構成について、書く電力会社さんの情報を開示していただいて、技術部会の中で検討させていただきました。

一例として、東京電力さんのシステムを書かせていただいておりますけれども、お客様情報ですので、セキュリティを確保するというでファイアウォールを何段階か置き、認証サーバもしっかりとしたものを設置する、それから、大量のデータですので、高速演算処理が必要になりますので、そういった最新の技術を使って1時間以内に提供できるシステム構成にしているということを確認してございます。

簡単ですが以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、これからご議論していただきたいというふうに思いますが、先ほども申し上げましたように、時間は10時半までを予定しておりますけれども、議論の状況を見まして20分程度延長させていただくということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、議論の進め方ですが、どの論点からでも結構でございますので、ご自由にご発言をいただければというふうに思ひます。

名札を立てていただければ、ご指名をいたします。オブザーバーの方もぜひよろしくお願ひした

いと思います。

それでは、ただいまから議論を始めたいと思いますので、どなたからでも結構でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、添木オブザーバーのほうからお願いいたします。

○添木オブザーバー

ありがとうございます。大口自家発電施設者懇話会、添木でございます。

2点について意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、資料5-3、詳細制度設計の託送料金の設定で、先ほどご説明あった部分でございます。

53ページを見ますと、選択肢4では、高圧電源、低圧電源であっても一定程度特高設備を利用していることを前提に割引を適用するものとのことですが、本案を採用した場合、この一定程度の公平性が議論になってくるのではないかと考えております。

これは、一般送配電事業者が想定可能となっているものの制度を複雑化させることで混乱が生じるおそれがあるのではないかとということと、託送料金の水準が上がるというコメントもありましたので、現行制度のままでこれはいいのではないかとこの意見でございます。

もう一つが、資料5-5でございます。ネガワット取引の活用についての意見です。

主要論点である、ネガワット提供者を同時同量ルールの対象とするかということと、発電事業者と同等の義務をネガワット提供者に課すかにつきましては、特に異論ございませんが、資料10ページ目の需給調整契約に関する論点については、単に表現上の問題と思われるものの気になる点がありましたので述べさせていただきます。

まず、方針3に示された「需要抑制可能な需要家の囲い込み」との表現については、文脈からあたかも悪い事例と受け取られますが、需要抑制可能な需要家を確保すること自体は、小売電気事業者の供給能力の確保の観点からは必要な措置と考えますので、表現として気になりました。

また、同文に記載の「需要抑制の発動が十分行われぬ事態」につきましては、例えば、ある年度、単年度等で抑制を要しなかった、あるいは一部で抑制できないケースが生じたことをもって望ましくない行為と整理してもよいとみなすなど、あらぬ誤解を招くおそれがあるのではないかとこの印象を持ちました。

方針3の結論である「発動を前提とした運用がなされていることが重要」につきましては、そのとおりとの認識でございますので、表現面でのご配慮をいただければありがたいと存じます。

なお、ご承知のとおり、震災前の電気料金は、産業用で約3割上昇しており、一般家庭部門の約2割に比べ上昇率が高くなっている実態がありますので、電力システム改革の目的の一つが、電気料金の最大限の抑制であることを踏まえ、制度設計の各断面におかれてはご配慮賜りたく、

改めてよろしくお願いたします。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

それでは、林委員からお願いいたします。

○林委員

私は大きく4点ございますけれども、順番にコメントさせていただきたいと思います。

まず、資料5-2の広域運営推進委員会のルールについてですけれども、例えば、8ページですが、広域機関ルールということで、これから地域間連系線の運用容量を積極的にやるというのは賛成しております、特に配慮事項にございますけれども、信頼度低下を避けるために、短時間に熱容量を適用する場合に必要な応じて出力抑制の給電指令を行う仕組みも重要であるということはその通りですし、あと言いたかったのは、安定供給の観点からいくと、例えば広域機関ルールの方向性の話がありますけれども、この緑色の四角の中の3)の「広域機関は」云々かんぬんと書いてあるんですけれども、安定度制約が生じない連系線においては期間を限定して熱容量を拡大するというのは、非常に良いと思います。ただ1点だけ、私もいろいろかかわっているというか、安定供給とか電力システムの専門家として申し上げておきたかったのは、電気を流すというときに、大規模停電にならないために、熱容量というものと、あと安定度というものと電圧という指標と周波数という4つの制約がございますので、この例だと、安定度制約が生じないということだけ書いてあるので、申し上げたかったのは、熱容量の観点から連系線運用容量を増やすということもいいんですけれども、もしいろいろな接続で連系線を使う場合は、熱容量以外の、安定度、電圧、周波数ということもちゃんと精査した上で、連系線運用容量をしっかりと増やすということを忘れないように書いておいていただければということでございます。決して反対ということではなくて、物理的に大規模停電を防ぐということで、電力工学的に必要な電力品質を保つという意味で大切な4つの制約ということだけのご理解いただければと思います。あと、例えば15ページの連系線のマージンの広域機関ルールにおける方向性の2)なんですけれども、例えば後半の、いざというときに送電制限等の指令を受けることを前提に、一部のマージンを利用することができる仕組みとする。こういうのも非常に良いと思いますので、やはり連系線は皆さんが通るし、使いたいという高速道路みたいなものである一方で、安定供給にも関係するということもあるので、そこら辺をうまく精査しながらしっかり検討して今後展開していただきたいというのが、1点でございます。

続きまして、今度は資料5-3です。特に44ページからですかね、きょうは低圧の託送ということでいろいろなお話があって、これ、選択肢1、2、3、4ということで事務局さんいろいろ苦労してまとめられていると思ったんですけども、今回、託送となると、44ページの論点2にいろいろなことが入っています。「競争の促進、広域的な電気の融通、分散型電源の導入促進、託送契約上の設備利用形態と料金の公平性、一般送配電事業者による託送料金設定の可否、事務コストの低減」と非常にたくさんの観点が入っているということがございまして、その中で、例えば、配電系統につながる電源の種類によっても多分違うと思います。例えば、自然エネルギーの変動電源であったり、そうではないコージェネの電源であったり、しかも、その量とかつながる場所によって設備を利用するところも変わってきたりする中で、もう少しいろいろ条件も多いということもありますので、ここでももちろんえいやと決めるとつもりはないとは思んですけど、いろいろな事業者の方々もかかわってくる託送ってやはりどうしても大事な問題でもあるので、そこはもう少し検討を深掘りしておくということが大事かなというふうに思います。例えばイメージでいうと、45ページの図を見ていただくとわかると思うんですけども、一番左下の低圧の電柱の下に電源Cがあって、そこで発電した電気というのは量が少ないと結局高圧の方には回り込まないので、一番右下の遠くの需要Eまでは届きません。実は、電氣的な量の利用形態の話と契約の話というのが混ざってくると、よく混乱してしまいます。ただ、皆さんご承知のように、実際、低圧託送の電気の流れを測るとなると非常に膨大な設備投資になってしまいます。ワーカブルな話と電気の流れというのも考えつつ、皆さんが納得できる落としどころというか、そこをやはりきちんと議論しないとイケないと思います。余りにも制約条件も目的も多いので、ここで1つの答えを、私自身も、ずばっとは出せないんですけども、大事なのは、関係する方々が膝をつき合わせてある程度納得できるところに行くということですね。あと物理的なことの条件も少し加味し、インバランスの話もありますし、変動電源の出力変動を補償するために上位系から供給ということをしていることもあるわけですから、そこも踏まえていろいろしっかり議論していただきたいということがございます。

次に、資料5-4のインバランス料金の話ですけども、いろいろありがとうございます。私は、前回、なるべく納得できるような α 、 β の決め方をお願いしますと言った中で、6ページとか7ページとか8ページとかで具体的に数値とかばらつきを出していただいたのは、これは非常にいいと思ひまして、今後こういう方向でいろいろやっていただきたいと思います。ただ1点だけお願いがあるんですけども、2ページの下に（備考）で書いてありますけども、これは実は非常に大切だと思ひまして、どうしても1回決めたらこれがひとり歩きするということではなくて、やはり α 、 β の値とか、いろいろ状況に応じて必要に応じて算定式とかパラメータの見直

しを、これはしっかり実績に伴ってやっていくということは重要だと思います。我々も初めてで、日本にとっても初めての試みでありますので、本当にこれですと確定ということではなく、見直せるような柔軟なスキームで今後進めていっていただきたいと思います。

あと最後1点です。資料5-5のネガワットの取引の話でございますけれども、私もこの委員会でいろいろとお願いしている中で、ご配慮いただきまして有難うございます。特に3ページのネガワット取引の類型も①、②、③とすっきりさせていただいて有難うございます。私が特に主張したかったのは、この③の、例えば系統運用、要するに、電力のネットワーク、社会的なネットワークの安定供給に資するようなネガワットということを非常に私は大切に考えているという意味でいつも主張してきているところがございまして、そういった場合、やはり安定供給に資するアグリゲーターという立ち位置でそれなりのきちっとした社会的な立ち位置みたいなものとか、責任も負っていただくという意味で、今回、8ページに方針がございまして、ネガワット提供者の方々も頑張って安定供給に資する部分もご協力いただきたいということです。8ページの2つ目の○ですが、参入障壁とならないように、託送契約において適切な取引条件は定めていただくという中で、規制についてはきつくはしないんですけども、適切な取引条件の中で進めていただくということで、非常にここはすっきりしていると思います。あともう一点ですが、前に戻りますけれども、3ページのネガワット取引の類型の四角の囲みの中の最後に※で書いてありますが、ここでしっかりと「容量市場が創設された場合には、同市場における取引も考えられる」と容量市場への展開もしっかり配慮いただいているというところに事務局の意識が入っているのが良いと思います。容量市場の設計が世界で動き出している中で、世界の電力システムの制度設計にひけをとらないという意味でも、我が国の容量市場の制度設計は非常に大切になってくると思いますので、ここも今後またいろいろ意識していただいて展開していただければと思います。

以上、駆け足ですけれども、ありがとうございました。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、児玉オブザーバーのほうからお願いいたします。

○児玉オブザーバー

児玉でございます。本日は3点ほどお願いといたしますか申させていただきます。

1点目でございますが、資料5-3、11ページの⑬でございます。

ここについてでございますが、今般、この電力システム改革ということの中では、「消費者」という言葉がやはり忘れてはいけないと思っております。この消費者の方々、電気を選

べる、電力会社を選べる、電気を選べるということを今回実現するという中では、じゃ、供給されている電気が何なのかということが説明責任を果たすというのは非常に重要だと思慮しております、そういう意味でいきますと、この⑬の項目でいきますと、「電源の種類を商品特性として電気を販売する場合には、当該電源の種類」ということを示さなければならないということであれば、全ての小売事業者は、電源種別を公開して、もしくはCO₂の排出ケースみたいなものも公開して、消費者から見たときの説明責任を果たすというようなことを検討してはいかかということがございます。

あと、また12ページ目でございますが、当然ながら、FIT制度ということに関しては重々理解した上で申し上げさせていただきますと、FITは皆様につくっていただいた電気という理解に立ってもそれはもう当然でございますが、そうであれば、FITのこれは再生可能エネルギーなんだけど、皆さんのサポートいただいたFIT電源だよということは明確に示すべきではないかな。ですから、そうでない再生可能エネルギーは再生可能エネルギーと書けばいいのかなということで、表示のルールなのかなと思っております、ここの資料にも、今後、ガイドラインを策定していくということが記載されておりますので、この表示方法については、消費者の皆様への啓蒙といいますか告知という観点も含めて幅広い方の意見を入れた上で実態にあわせたガイドラインを策定していただきたいというのがお願いでございます。

2点目でございます。先ほど、林委員からもありましたが、託送料金の設定ということで、我々自身も昨今の分散型電源というのがいろいろな種類に広がりまして多様化をしているという中で、新たなビジネスモデルが生まれる可能性であるとか、新たな技術革新が起こる可能性というのがこの中に含まれていると思っておりますので、今回の事務局案で示された案ということで、ここで決めるということではないとは思いますが、ぜひこのあたりはきょうに限らず継続的にまたこの議論をしていただきたいということを思っております。

ですので、我々としては、きょうのお示しされた案でいきますと、選択肢4というのは非常に現実的だという認識はしておりますが、ただ単純に差し引くのがいいのか、それとも何か別のロジックがあるのかを含めて継続的にご検討いただきたいというのが2点目でございます。

最後3点目でございますが、資料5-6ということで、卸電力市場の活性化ということで、これは毎回、定期的にいただいておりますので、非常にこのモニタリングということでは引き続き継続するべきというふうに思いますが、逆に、取り組みがもし進んでいないという場合は、モニタリングをしながら進んでいないという場合には、やはりもう一段具体的な対策というのを入れていくべきではないかなと感じた次第でございます。

以上、この3点よろしくお願いたします。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、次はいかがでしょうか。

それでは、祓川オブザーバーのほうからお願いいたします。

○祓川オブザーバー

資料5-3の、先ほど来からお話があった選択肢1、2、3、4の件に関して、議論を深めていくということは極めて重要なことだと認識しておりますが、やはり議論の論点を明白にし、どこをベースに進めていくかというのをある程度、今日の委員会でおまとめいただいて、その先に進めるというのがよろしいかと考えます。私どもとしては選択肢4を中心に進めていただければと考えております。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、辰巳委員のほうからお願いいたします。

○辰巳委員

ありがとうございます。

幾つかありまして、まず、一番私に身近な資料5-3のところからお話しさせていただきます。

資料5-3の先ほど児玉さんが話された11ページのところなんですけれども、赤字で書かれています、「電源の種類を商品特性として電気を販売する場合には」としか限定されてなくて、ちょっと私がもともとと思っていたのとイメージがこれは違っておりまして、私は、別にこういうふうには商品特性として販売したいときのみではなくて、全小売事業者の方が消費者に商品を選択するに当たったの情報提供をしてほしいというイメージでやっていたわけなんです。例えば、食品の選択をするときには、食品の原材料名が全部書かれているように、小売りしようとする電気の電源がわかるような形で何か表示していただきたいなというふうに思っておりまして、再生可能エネルギーだけを特出しにして検討してほしいというつもりは全くなかったんです。それで、確かに電源というのは日によって変わるというふうに思うので、大変難しいとは思いますが、一定期間ごとに平均値で出すとか、何かそのあたりをちゃんと説明していただくという形で、全小売事業者の方がちゃんと表示として、どこに書くかはまだ検討は必要だというふうに思うんですけれども、検討を進めていただきたいということで、今回ご提案のあった再エネの価値の話に関しては、またこれは今後どういうふうに検討していくかということで細かくご検討いただきたいと思っておりますけれども、価値を訴えるだけではないということをお願いいたします。だから、

ここで書かれて、赤字で書いて、この文章が決定だったらちょっと私の思っていたことと違うなというふうに思ったことが1つです。

それから、あと先ほどの託送料、低圧から低圧への話なんですけれども、低圧から低圧だけではないかもしれませんが、小さく回る場合の話で、今後長期的に見ていくと、地域分散型の電源というのはやはり重要になってくるわけで、実際問題、私も自宅で太陽光発電の余剰電力を回してもらって、逆潮流してもらっていますけれども、ああいうのも多分高圧まで上がらずに地域で回っているのではなからうかというふうに、わかりませんが、想定しております、それを今度買う人は、上からおりてくる電気とまざっているとはいえども、結構託送料が安くて済むんじゃないかという気もします。だから、そういう意味では、今の状態のままではやはりよろしくないんじゃないかというふうに思っています、4番目の、今ご提案くださっていた事務局提案の4番目が妥当なところかなというふうには思っているんですけれども、その中で、選択肢4の場合に、きちんと理解を私できていないかもしれませんが、52ページのところに、需要地近接性評価割引との関係とかというふうに書いてあって、現行の需要地の近接性評価割引は廃止することが適当ではないかというふうに書いてあるんですけれども、やはり近場から近場に移動するという事は、非常に電気にとっては無駄がないことなので、やはりこれはこのままやっていただくというのが私はいいのかなと、廃止しないで続けていただきたいなというふうに思ったということです。

それから、先ほどのプラスX、プラスYの数値に関しては今後検討して下さるということで、やはり低圧を買っている私たちにも恐らく、低圧の電気料金にも関係してくる話だというふうに思いますもので、やはりこのあたりはうまく安く電気を送っていただけるような形の検討はしていただきたいなというふうに思いました。

それから、あとは資料5-8の話なんですけど、法的分離に関する検討のところなんですけれども、I番目の一般送配電事業者としての中立性の一層の確保のことで、いろいろそれぞれのお仕事の人々の異動の話等が書かれているわけなんですけれども、これを第三者の目線で管理するというふうな話がなかったような気がしたので。それで、社内にそういう監視をする人を置くというふうに書いてあるんですけれど、これは社内の人という意味かどうかを聞いたかったです。やはりこのところ、すみません、どれかきちんと言えばいいですね。資料5-8の一番後ろのほうだったと思うんですけれども、34ページに、法令遵守担当者というのを送配電事業者の中に置くというふうに書いてあって、この方がそういう人事も含めてのちゃんと面倒を見てくださるんだろうというふうには思うんですけれども、やはりこの位置に公的なとか第三者の目線の人が必要じゃないかなというふうに思ったんですけれども、それはこの法令遵守の方にそうい

う人が入って意味があるのかどうかというのが、すみません、伺いたかったということです。

それから、あともう一つ、資料5-2のところなんですけれども、前に戻ってすみません。5-2の広域的運営推進機関の話なんですけれども、資料5-2の19ページなんですけれども、ぜひこういう緊急時に限らずと私は思っているんですけども、余剰電力が発生したときには、やはり広域融通というのは非常に重要な話だというふうに思っております。価格の問題等いろいろあるのかもしれませんが、これはぜひ進めていただきたいという賛成の意見だけなんですけれども。

あと最後もう一つ、資料5-8のところの……ちょっと後にさせていただいていいですか。すみません、ちょっと頭の中混乱していますので。

○横山座長

では、整理していただいて、また後で。

質問を2つほどいただきましたので、説明を後でまとめてしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、続きまして、稲垣委員のほうからお願いいたします。

○稲垣委員

電源種別の表示の問題と、それから一般担保の問題と、それから法的分離に当たっての兼職禁止の問題について質問とお願いがあります。

まず、電源種別の表示についてなんですが、これは正確に消費者の選択に資する情報を提供する必要があるというふうに思っています。その正確さということについて若干疑義があって、ここは今後のやり方に、要するに、表示すべき事柄について、あるいは表示の内容についてご検討いただきたいと思っております。

具体的には、委員会の基本方針にも出ていることではありますけれども、あたかも消費者が現に供給を受ける電気が特定の発電種別によって得られた電気のような、それを選択できるように書かれているんですね、委員会報告も、それから皆さんの議論についても。ここは技術的背景と、それから政策目的を峻別するというんじゃないけども、その政策目的を達成するためにも、技術的な背景をきちっと踏まえた表示の仕方をお願いしたい。

例えば、原子力で発電された電気も、それから再エネでやった電気も、プロペラで回した電気も、いずれにしても消費者はそれを選択できるのかという、現に供給を受けるときに。点については技術の問題だと思いますので、そこはきちっと、それができるならそういう表示の仕方、これは原子力で、何月何日の何時何分から何時何分まであなたのところ提供される電気は原子力ですとか、あるいはプロペラですとか、そういうことが表示できるようなことを考えていただい

ていいと思うのですが、少し勉強したところによると、結局、発電の後にプールされて、あたかも銀行の預金のように混同してしまう。だから、消費者が別にどこの何によって発電された電気かは選択できないのではないかという技術的な面からの疑義があります。

ここで言わんとするところは、小売事業者がどの発電事業者から調達しようとするのかというお金の流れのことを言っているというふうに思うのです。であれば、うちは例えば原子力発電会社から幾ら買い、風力から幾ら買いという形で正確に表示をして情報を伝える必要があるというふうに私は思います。というのは、これを正確にやることによって商品の購買だけでなく、消費者の選択というのはお金の使い方ですから、例えば投資活動のほうに、商品の購買でこういうことであれば、じゃ、投資活動もこうしようとかか、そういうふうにも広がっていくわけですよ。しかも、事実でない、技術的に事実でないとなれば、そうしたことであたかも何か誤解に基づく満足を得るというのもやはり健全な消費者としては望ましくないと思いますので、その辺は技術に裏づけられた事実の表示をするように心がけていただきたいというのがお願いです。

次に、資料5-9の一般担保なんですけれども、いろいろ方法の選択があらうかと思うんですが、これは既発債の件なんですけれども、社債権者の保護というのは大事だというのは、これは一般原則としてあらうかと思います。ただ、これを今回の政策目的との関係でどういうふうな限度で制限ができるのかという議論だと思いますので、そういう意味では、一般的な憲法上の制約の中で、あるいは議論の中でやるべきことであって、特別にこの件について厚く保護するとかということではないと思うんですね。そここのところは、従前の議論を踏まえた上で適切にやっていただきたい。

具体的には、これは債権者保護とはいえ、特別に保障を要するとかそういう話ではないと思いますので、一定の政策目的、例えば電力の自由化、あるいはその先にある様々なイノベーションに寄与するとか、そうしたことがやはり一定の目的としてあるわけなので、それを一般的に課するわけですから、そういう意味では、一定の政策目的を実現するに容易な方法を検討する余地が十分にあると思いますので、そこはそうした観点からも検討していただきたいというふうに思っております。

次に、法的分離なんですけれども、資料5-8ですけれども、これは取締役と従業員の問題が2つあって、取締役と従業員を分けて考えているということについては、一般的な枠組みとしてはそれはいいと思うんですね。ただ、やはり従業員といってもいろいろな立場があります。新入社員から取締役直前の方までおられるし、専門職もあれば一般職もある。特にこうした事業に加わる人たちというのは、企業活動を見ると、正社員あるいは幹部候補生に限られるということからすると、取締役と従業員は全然権限も違うわけで、役割も違うわけですから、そこを分ける

にしても、今後もう少し区分というか具体的に見方というのがあってしかるべきではないかというのがあります。

それからもう一つは、捉え方の観点として、職業選択の自由に影響が及ぶことであるので、ここは、これも憲法論を踏まえて慎重にやっていただきたいというのが一つあります。ただし、これは職業選択の自由そのものの問題ではなくて、むしろ採用の自由の問題の側面もあるし、そちらが強いというふうに思うんですね。どういう方を役員として迎えるのか、迎えることを許すのか、あるいはどういう方を従業員として迎えることを許すのかということであろうかと思います。ですから、職業選択の自由の問題、その問題だけではないということ踏まえていただきたいというのが一つです。

その中で、しかし、これは法的分離の規制の枠組みを見ると、例えば、統制方法とか、それからファイアウォールのガイドラインとか運用方法とか、そういういろいろな規制方法を考えられて組み合わせるわけで、要するに、採用側の規制といっても事前規制なんですね、これ、入れないということですから。そういう意味では非常に強い規制になるので、やはり一定の立法事実、保護すべき利益というのは具体的に何で、それについて過去どういうふうな弊害があるのかということを通信のほうでもあるし、それから海外にもあるわけですから、その辺も踏まえながら、少し急ぐでしょうけれども、そういう情報を集めて説得的な議論をしていっていただきたいというふうに思うわけでありませう。

という意味で、立法事実をもう少し集めるというか、新しい事業ですから、日本にはないわけですが、やはり類似のものとか国際的な資料も集めて皆さんが納得できるような環境をつくっていただきたいというのがお願いです。

その際に、取締役に関する施行の枠組みなんですけど、業務に直接関連するとか、それから業務の意思決定に関与するという記載があるんですけど、それは例えば取締役会で職務の分担をするということで、この事業にかかわる取締役というイメージだと思うんですけど、やはり取締役の場合には、例えば取締役会決議に参加すれば、それについては責任を負うわけで、分掌しているがしてまいが、やはりしていない取締役も今度監視義務という形で責任を負っているわけですね。だから、この書きぶりだと、業務にかかわっているということになると、その業務担当取締役ということになるかと思うんですけど、それで本当にいいのか。やはり消極の権力を発動して、これはいかなのだということを取締役会の構成メンバーには期待すべきじゃないか。特にいろいろ内部統制とか情報のファイアウォールとかいろいろと工夫しているわけなんですけども、一番わかるのは、つまり変な、要するに、そういう情報の中立性を害するようなことをやっているのではないかということがわかるのは、取締役会のメンバーなんですよ。とすれば、

やはり業務に直接かかわっていない取締役会も、むしろ監視義務をきちっと発動してもらって、あるいは適切な意見を取締役会で述べてもらってきちっとやっていく必要があると思いますので、ここの定義がちょっと不明確な気がします。もう少し詰めて実態に合った規制方法を考えていくべきではないか。

私としてはやはり業務にかかわるという定義を入れると、ちょっと運用がしにくいんじゃないかなというふうに思います。例えば、決議事項が取締役会で、この業務に関する決議のときに、担当取締役だけが兼職禁止の規定に入るのか、立派な監視義務を果たさないという、そのところもやはりというか、監視義務を果たすべき取締役も問題ではないか。それから、実際にこの取締役会だけではなくて、組織の場合は業務会議もあれば経営会議もあれば、いろいろなところがかかわってくるし、業務といっても、業務だけではなくて資金もあれば企画もあれば組織もあれば人事もあればという、いろいろなところがかかわってくるので、業務にかかわるというところの判断がすごく運用で難しそうな気がします。ということなので、ここも実態に合った議論をもう少し検討して詰めていっていただけたらというふうに思います。

以上です。

○横山座長

貴重なご意見ありがとうございました。

それでは引き続きまして、二重オブザーバーのほうからいただきたいと思います。

○二重オブザーバー

全国銀行協会の会長行をしております三菱東京UFJの二重でございます。

私のほうからは、行為規制と一般担保の規定について述べさせていただきたいと思うんですけども、その前に私、初めてワーキンググループに参加いたしますので、電力システム改革についての考え方についてまずお話をさせていただきたいと思っております。

電力システム改革につきましては、電力の安定供給、電気料金の抑制、あと需要家の選択肢、事業者の事業機会の拡大ということで、ぜひともいい形で実現をしていただきたいと思っております。

しかしながら、現時点におきましては、一般電気事業者の皆様の状況ですけれども、こちらの資料にもありますとおり、原子力発電所の停止によって収支、資金調達環境については悪化しております。新規制基準に基づく審査は進んでおりますけれども、経営環境は非常に厳しいというふうに見ておりますので、この改革の内容次第で資金調達に支障を来して大事な電力の安定供給に悪影響を及ぼすという懸念もあるかと考えております。かかる状況を踏まえまして、第二段階の改正電事法の附則の中で、電気の安定供給を確保するために必要な資金の調達に支障を生じ

ないような措置を講ずるという記載もございましたので、今回の第3段階の議論でも、その点も踏まえ、慎重なご議論をお願いしたいというふうに思っております。

次に、行為規制のほうですけれども、資料5-8の22ページ以下でございますけれども、一般送配電事業者とグループ会社の資金融通、保証等につきましては、通常取引の条件の範囲内ということが検討されております。その通常取引の条件の内容が全て明らかではないため、こちらにつきましては目線を決めていただくという必要がございますけれども、過度の制限を課すことで事業運営に支障が来すことがないようにご検討をお願いしたいというふうに思っております。

次に、一般担保の取り扱いでございますけれども、こちらは、資料5-9の4ページに、既発債につきましては、債権者の権利に実質的な影響を与えないような方策を講じることが大前提という形で記載がございます。こちらは、当時の茂木経済産業大臣が国会でご発言された内容というふうに理解しておりますけれども、私もこのご発言のとおりかなというふうには考えております。社債権者の皆様も、会社全体の資産、収益、キャッシュフローを踏まえて投資を行われておりますので、分社化の結果、これらが欠落したり、あるいは権利が制限されることになると、社債権者の皆様に理解が得られずに資金調達に支障が生じることも懸念されると考えております。

4ページのほうには2通りの方策が示されておりますけれども、方策②のスキームについては詳細で見えないところもございますので、コメントしがたい部分はございますけれども、方策①と比べますと、権利が制限された形になっておると理解しております。先ほど申しました既存の権利に実質的に影響を与えない方策が必要だと、そういう点から考えますと、方策①のNTT分社化の事例もモデルになると考えておりますので、ぜひともご検討をお願いいたします。

あと、新発債につきましては、7ページのところに、時限的措置の終了時期として、第3段階の改正法施行から5年程度ということが明記されておりますけれども、これは資金調達環境が改善するということが前提にあらうかと思っておりますけれども、現時点におきましては、まだ足元、先行きが見通せる状況にはないということも踏まえますと、終了時期を明記しないとか、あるいは見直しを可能とする措置、そういうこともご検討いただければというふうには考えております。

最後になりますけれども、電力の安定供給をしっかりと確保しつつシステム改革を進めていくためには、一般電気事業者の皆様方の資金調達に支障を生じないようにという検討も十分必要かと考えておりますので、ぜひともよろしくお願いを申し上げます。

以上で発言を終了させていただきます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、松村委員のほうからお願いいたします。

○松村委員

まず、ぶち壊すようなことを言って申しわけないのですが、これだけの多くの問題を1回でやるのは、そもそも無理がないでしょうか。これでは、各位委員が一通り意見を言っただけ終わり、議論する時間がなくなってしまうのではないかと。これだけのテーマなら、本来2回ぐらいかける必要があるのではないかと。今さら言ってもしょうがないので、今後は回数を増やすことを少し検討していただきたい。これだけの大人数がいて日程調整が大変だということは重々承知しておりますが、今後考えていただきたい。

次、資料5-3に関してです。今までは基本的に、大規模な電源を遠隔地に建て消費地まで持ってくるビジネスモデルを前提とした託送料金の体系になっていた。それを変える必要があるという発想が出てきたこと自体は、とてもいいことだと思います。低圧で入れて高圧で出すことが十分あり得ることを認識していただいたのは、とてもよかったと思います。

しかし、今回の選択肢どれも余り魅力的じゃない。そもそも改革の出発点として、八田先生がずっとおっしゃっていたわけですが、地点別託送料金を採用していれば、そもそもこんな問題は起きなかった。低圧で入れることが普及しても、それに対応した合理的な料金はすぐできたはず。潮流を完全に確定することは非常に難しいということを一一般電気事業者に散々言われて、潰されて潰されて、この優れた提案は一回も日の目を見ていないわけですが、本当ならこういうことをやっていけばよかったはず。そのような抜本的な改革をやらない結果として、パッチワークのように歪な制度を積み重ねてきたことの問題が今顕在化し、スマートコミュニティ、エネルギーの地産地消の普及の足枷になっているということは、きちんと考えるべき。本当は抜本的に託送料金体系の発想を変える必要があるということは考える必要がある。ただ、タイムスケジュールの関係で、この限られた時間でその抜本的な改革は無理だというのは重々承知していますが、この点私たちは常に念頭に置かなければいけないと思います。

それから、林委員もご指摘の通り、入れるところがどこで、その事業者の需要家がどこにいるのかという流れを追う発想自体にはどれほど意味があるのかは、考える必要があると思います。具体的に、東京で入れて北関東で出すということがあったとしても、東京のほうで電力が圧倒的に消費されているなら、実際にはそこまで電気が流れるわけではなく、北関東から東京に流れてくる電気の量を減らす効果があるだけ。電気には色はついていないので、東京から北関東に送るときには、特別高圧まで使う。しかし東京から東京のときには使わない。こういう発想にどれぐらい意味があるのかは少し考えてみる必要がある。むしろ入れる地域での全体の逆潮流と、その地域での消費量を考えて、消費量が超過しているようなところでは、系統の負担が相対的に小さ

いという発想が本来の姿のはずです。

事務局案では、現行の制度を維持するか、選択肢4かという形で示されていると思います。現行よりは選択肢4のほうがましだとは言えると思いますが、選択肢4も、かなり粗いやり方で、今の制度よりは前進なのはわかりますが理想的とは言い難い。これは仮に採用されとしても、暫定的なものとするべき。将来きちんと考える必要があると思います。

事務局案では、選択肢4を採用する場合には、需要地近接性評価を新規のものについては廃止するというのとセットになっているようですが、私はこれには反対です。需要地近接性の問題は、入れるところが特別高圧であっても依然としてメリットはあるというのは間違いないわけで、これを廃止する理由などない。これに廃止しないで今回の発想にあうところについてはプラスで評価すれば、自然に制度ができると思います。これを廃止する必要はないと思います。

託送料金に関しては、小売料金との整合性が書かれていますが、何回も何回も繰り返して申しわけないのですが、オール電化料金との整合性があるかは、仕上がった料金体系を見て後日再度コメントさせていただきます。

次、資料5-4です。最初に、ここでは全く議論されていませんが、再生可能電源のインバランス料金は前回出てきて、紛糾したと理解しています。紛糾したというのは、問題点が数多く指摘されたと理解しています。今回出てこなかったのは、もうあれで決着したから出てこなかったのではなく、単に今回のテーマになっていないというだけであって、まだ決まっていないものと理解しています。その点は確認させてください。

次に、法的分離の後にはリアルタイムマーケットができて、競争メカニズムが働けば自然にコストベースになり、もしリアルタイムマーケットで市場メカニズムが到底働かないというようなことが予想されれば、コストベースでそれを再現するやり方を採用すると理解しています。したがって、今回提案されたものは、法的分離までの短期的なものとして理解しています。基本的な考え方の一部は引き継がれると思いますが、例えば、 α というような発想は、基本的にコストベースの発想に置き換わると考えています。したがって、今回、見直しとかということが言及されているのは、非常に限定的な見直ししか書いていないのだけれど、これは長期的には全く別のスキームに移行するので、その法的分離に移行するまでの短期的にも、問題が起こったときにすぐに対応できる程度の見直しのことしか列挙されていないと理解しています。最終的にはコストベースに移行するものだと理解していますので、異論のある方はご発言下さい。

次、資料5-5です。ネガワットに関して多様な類型が出てきたのはとてもよかったと思います。②あるいは③のような類型もぜひ伸ばしていただきたい。私は②、③番目の類型について若干心配しているのは、これはネガワット業者がインバランスを負担するものなので、ネガ

ワット事業にはちゃんとした事業者が入ってきてほしい、信頼できる人が入ってきて、マーケットを大切に育ててほしいと思っています。守秘義務の関係でなかなか言いづらいのですが、林先生はご存じですが、有名な、立派な会社からネガワット取引の提案が出てきたときに、単に出なりで抑制して、抑制できなくても知らない。抑制できたら、たまたまできたら、お金くださいみたいな、そんなビジネスモデルで入ってこようという提案を見て愕然とした経験がある。実際に市場が開かれて、そういう事業者が大量に入ってきて、実際にはほとんど全ての期間でインバランスを垂れ流すということになったとすると、制度の信頼性を著しく損ねることになると思います。小売事業者の場合には、供給力をちゃんと確保していないということになれば、登録取消だとかということもあり得るので、ある程度のチェックが入ると思います。ネガワットの事業者でも、同じレベルでやるかどうかは別として、余りにも言った量の抑制ができないようなことがあった場合には、ちゃんと市場から退出してもらえる仕組みを整える必要があるのではないかと思います。

次、資料5-6です。これに関しては、報告ということなので余り言うべきでないかもしれませんが、少なくとも最近の料金審査の過程で、市場取引に関しては、少なくとも電力会社の言い値のコストで考えると、とても取引所には出せないと言った一般電気事業者が主張したのに対して、実際に査定してみたら20倍も過大にコストを推計していたというような事実が、実際に出てきたわけですね。自主的な取り組みと言っていますが、本当に正しくやられているかどうかは、その事例から見ても相当に怪しいと思っています。

さらにショックだったのは、資料5-6の33、34の切り出しのところですね。この33のところは、一応私の理解では、ここに書いているのは、一番左側のものすごくわずかな量を切り出すというのが、その右側に書かれている条件というところでは、原発が再稼働して動き出すというのが条件だと書いてある。素直に読むと、そういう条件が満たされたら、左に書いているような、ごくわずかな量を切り出しますと言っているように見える。でも、ひょっとしたら、これは私の誤解で、ここに書かれているのは、今原発が動いていない状況では、左側に書かれているような、ごく僅かな量しか出せないけど、原発が動き出したら、もっと本格的に出すという意味なのかもしれない。もしそういう意味なら一応納得する。そういう意味ではなかったとするならば、もはや自主的な取り組みではほとんど期待できないということを示しているのではないかと。前回、瀧本委員がまさにおっしゃったようなことがそのまま資料として出てくることからして、自主的取り組みでは如何に駄目かが、この資料で明らかになったと思います。原発が動いていないような状況下ではとても出せませんと言う主張も、電気に色はついていないから、私は賛成しかねるのですが、それがよしんば正しいとしても、では動き出したらちゃんと出すのですよねというふうには

ったら、ほんの僅かな量、申しわけ程度の量を動き出したら出しますといっているなら、とても誠実な回答だとは思えない。前回の瀧本委員の不誠実な発言が改めて明確に文書で出てきた、今回の資料でももう一回改めて出てきたということですから、もはや自主的な取り組みでは市場活性化はほとんど不可能ではないかということであらわしていると思います。

私は、今までの発言で、強制プールのような市場の設計は必ずしも賛成しないということはずっと言ってきたわけですが、これだけ自主的な取り組みが貧弱だということを前提とすると、やはり強制プールも選択肢の一つとして考える必要があるのではないかと思います。

次、5-7です。部分供給に関して、低圧に関しては極めて否定的な事務局の資料が出てきました。これ自体はリーズナブルだと思いますが、そもそも論をちゃんと理解しているのか心配になります。そもそもなぜシステム改革で部分供給を後押しするのか。完全な契約自由の世界ではなく、一定程度促進する対策をそもそもシステム改革の一環としてとったのか、という経緯を思い出していただきたい。これは制度改革の最初の段階では、部分供給という選択肢があったのにもかかわらず、一般電気事業者の強い反対で見送った。常時バックアップで対応する方がはるかに合理的だから、こちらを充実させるので、部分供給を強制させるようなことはやめてくれという主張があり、それを受け入れて一旦制度が始まった。しかし、その後、そのような約束にどう考えても反するとしか思えないような、最初の約束を忘れたかのような一般電気事業者の発言や行動が頻発し、常時バックアップ制度が全然機能しないは言い過ぎかもしれませんが、とても言っていたような状況にほど遠い状況だったということに鑑みて、その後、部分供給が再び強く言われるようになったわけです。そうすると、今回、低圧のところでは、事務コストがいろいろかかるだとか、面倒くさい問題があるだとか、だから非常に消極的ですよというのは、何となく先祖返りしたというか、昔の議論に戻ったように私には見えます。これ自体は合理的なようですが、常時バックアップでこれを代替する、卸供給で代替するということであるならば、低圧には拡張するけれど、ここのところについては強くプッシュするようなことはしない。そのかわり常時バックアップについては、今まで以上に規制する。例えば、今まで見ていなかったようなコストベースにちゃんとなっているのかどうかということもきちんと監視する、ということとセットの提案であれば、私は十分受け入れられると思うのですが、そのような改革とセットでなく、ただ単に部分供給は低圧では消極的というのでは、とても受け入れることはできません。常時バックアップの改革というか、さらに使いやすいものにして競争を強化するというのとセットでないとまずいと思います。

次、5-8です。取締役の規制に関しては、私は、事務局案は明らかに緩過ぎると思います。

まず、システム改革の初期の段階で、フランスから人を呼んで意見を聞いたときに、フランス

のシステムでは、基本的に取締役というか送配電部門のトップに当たる人は親会社の自由に決めさせないで、事実上、政府がかなりの程度関与して決めるという説明があり、そういうことまでするなら、法的分離でも十分中立性は確保できるかもしれないとみなが認識して、この制度が採用された。にもかかわらず、今回の提案では、そのフランスのところにも及ばないような緩やかな規制になっていて、事実上、持株会社がノーチェックで取締役を選べる状況になっている。それで、持ち株会社が自由に人を選べると変な人を選ぶということは決してないとは言えない。高い確率でないとは思いますが、しかし、送配電部門のところで、あるいは中立的な機関の委員として、改革の邪魔をするだとか、あるいは接続の嫌がらせをするだとかということに関して大きく貢献した人を、送電部門の社長に選ぶ、外から見ると悪名高い人だけけど、自分の会社のためには役に立ったという人を社長に据えるようなことが頻発してしまえば、結局、中立性が本当に確保できるのか、かなり怪しくなってくる。個人名個人名を挙げるのは差し控えますが、こういう意味で悪名高い人が、実際に一般電気事業者で出世しているケースはない、あるいは稀であるなどとは、私は全く思いません。私はまず今回の提案は、相当に緩いということは認識する必要があると思います。

一方今回の提案は、私企業の人事に関して、政府が大幅に介入するのはいかなるものかとの判断の結果だと思えます。実際問題として、送配電に関して見識はともかく、能力のある人を選ぶ能力が政府にあるのかと言われると、確かに政府が選ぶのは問題かもしれない。更に、送配電部門だけを規制すると、悪名高い人は、持株会社か発電会社で、それが難しいなら関連会社で偉くさせるとかということにしたら、規制は実効性を失うかもしれない。このような理由でこの規制は断念したということであれば、やむを得ないと思えます。しかし事務局案は、当初想定されていたものよりも相当に緩い規制になっているということは、私たちは認識する必要があり、一定の監視をする、かなり厳しい監視をする必要があると思います。

それから、役員の兼業に関してです。今回の提案では、発電会社や小売会社、直接そちらに役員が兼業することはノーとなっている。しかし、例えば、発電会社の子会社に関しては兼職を許すという提案です。私はこれに関しては疑問に思っています。例えば、関西発電が仮に関電不動産という不動産会社子会社を持ったとして、この関西不動産の社長と送配電会社の社長を兼務させ、関西不動産の社長として多額の報酬を払うようなことがあったとすると、発電会社の意向をある程度反映せざるを得ないようなことにだつてなりかねない。どうして子会社あるいは兄弟会社を兼業規制の範囲から除かれるのか、私は賛成しかねます。

それから、ファイナンスに関してです。今回の提案は妥当だと思います。一つの考え方としては、そもそもファイナンスに関しては、会社を分けた以上、それぞれ完全に別々にやるのが原則

という発想だって原理的にはあり得ると思います。つまり、発電部門が、送配電部門が起債したもの、持ち株会社が起債したものを流用するなどというようなことは認めないで、完全に資金調達面も分離するというやり方だって選択肢の一つとしてあり得る。疑いもなくこれが最も透明なやり方だと思います。ただ、これは最も透明なやり方だと思いますが、それをやって安定供給に支障をきたすような、資金調達に関する何らかの不都合が起こったら困る。だから今回のような提案が出てきたと理解しています。ここでいろいろ規制が書いてあるわけですが、その規制は、中立性を担保するためには当然のことであって、安定供給に配慮して、一般電気事業者に、ある意味で相当有利な形で緩い規制をしたと理解しています。安定供給のためにここまで緩い規制が提案されているにもかかわらず、これをさらに緩めないと安定供給上支障があるという議論は、私は納得しかねます。

次、5-9、一般担保の件です。スライド5に関しては、私は右側が自然だと思います。左側のようなやり方をすると、事業再編だとかに関して著しい制約が加えられるということになると思いますので、私は右側が自然だと思います。百歩譲って、これでは債権者の同意が得られないということであれば、望ましいとは到底思えません。送電会社が一旦発電会社や小売会社に割り振られた社債に対して債務保証するというようなこともひょっとしてあり得るかもしれない。しかし、それでも左側よりはましだと思いますので、もし右側ではいろいろな問題で、債権者の同意が得られないなら、そういう選択肢も考える余地はあるのかと思います。

それから、スライド7のところ。右側に書いてある一般電気事業者以外にも一般担保付社債が発行できるようになるから、イコールフットイングだという発想には、断固反対します。他の会社ができるようになったとしても、こんなものでイコールフットイングなどになるはずがありません。大体普通の会社が一般担保のような権利が欲しいなどと言わないと思います。J-POWERからは、既に以前にそのような表明はあったかと思いますが、もしここにいらっしゃる方がそれに反対の意見であれば、ぜひ教えていただきたい。例えばエネットが、こういう形で債券発行できますと言われても、それで発行しますかという、多分発行しないと思います。これは今まで一般担保条項をつけた社債を発行する異常な世界でずっと生きてきた人たちにとってみれば、このようなことはとても重要なことなのかもしれませんが、ごくごく普通の競争社会に生きてきた人たちにとってみて、これがものすごく重要だとは到底思えません。したがって、ほかの会社にも許すから、これでイコールフットイングだという発想はやめるべきです。

次に、一般電気事業者のような、競争にも市場にもなれていない、特殊な会社には一般担保付社債が発行し続けられることは意味があるのでしょうか。もしこれで一般電気事業者がこれをずっと発行し続けられるとするならば、これはとんでもない特権です。したがって、もしそのような

ものを許すとすれば、一般担保条項のついた債券が完全に償還されるまでの間は、このような特権を持った、それも安定供給のために特権を受けている事業者だときちんと位置づけて、それなりの責任を負ってもらうべきです。したがって、発電事業者がそういう格好で実質的に起債するのであれば、前にも言いましたが、安定供給のために特別の責務を負うべき。特別な責務を負うというのは、それはイコルフットイングに反するのではなく、特別な地位を与えられて、特権を与えられたから、特権に見合うような社会的な責務を果たせ、安定供給に関して特別な責務を果たせと要求されるということ。これから私たちは繰り返しこの点を言っていくべきだと思います。一般電気事業者がこれからも出し続けたいというのであれば、そのような覚悟を持った上で主張すべきだと思います。

最後に、この資料の至るところでNTTとの比較が書かれています。NTTとの比較というのは、もちろん参照ポイントとしては重要なことで、私たちはここから学ぶべきだと思いますが、NTTと状況がものすごく違うということも認識していただきたい。

まず、通信市場の場合には、例えば長距離電話通話市場は、自由化した直後に3割だとか4割だとかというシェアを新規参入者が取るような、かなり競争的な市場だった。FTTHに関して言えば、7割のマーケットシェアを取るだけで、また独占の復活だと大騒ぎされて、いろいろな監視や規制の目が入る。今の、更にこれから設計される電力市場に比べてもはるかに厳しい規制がNTTには課されていた、更に通信市場ははるかに厳しい競争状況にあるということを前提とした話と、電力市場における支配的事業者の話を中心にイコールにして、いいとこどりをしないでいただきたい。そういう現実を全て忘れて、一般電気事業者に有利なところに関してだけはNTTの規制の真似る発想は、私は根本的に間違っていると思います。ここから学ぶことはあるかと思いますが、NTTに比べても規制がきつからNTT並みに緩めよ、とかというような議論は、競争状況がまるで違う、ほかの規制がまるで違うということを認識した上で発言すべきだと思います。競争の激しい通信市場ですらこれだけの規制なのだから、電力市場では支配的事業者に対して遥かに厳しい規制が必要だという議論なら理解できますが、逆の議論なら理解しかねます。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、お待たせしました、岡崎オブザーバーからお願いします。

○岡崎オブザーバー

発言の機会をいただきましてありがとうございます。電力総連の岡崎と申します。

きょうは事務局の皆さんにご配慮いただきまして、参考資料をお配りいただいております。ありがとうございます。

この意見をしたための時点での資料と、きょうお配りいただいている資料5-8、ページ数が若干違っておりますので、そこは補足をさせていただきたいと思っております。

ごらんいただきながらお聞きいただきたいと思います、5-8の従業員の人事管理に関して、私どもの考え方を申し述べたいと思っております。

様々なご意見あろうとは思いますが、私ども労働組合としてこの資料全般を拝見しました全体的な印象といたしまして、行政機関がここまで民間企業の経営に干渉、介入するののか、規制によって競争の公平性を担保する必要性というのはもちろん否定はいたしませんけれども、その過程で、そこで働いている勤労者の権利がないがしろにされているというような感を持っておりまして、強い違和感を禁じ得ません。

また、事務局の案では、公正競争の確保ということで必要な措置というお考えだと思いますけれども、今般、電力システム改革に伴って送配電部門を分社化するというようになってくると思っておりますので、そういう意味で、これまで以上に強い中立性確保策が講じられるということになります。

さらに、こういう策を講じるという中で、勤労者の権利を侵害するような規制を法令で義務づけるということについては、憲法上保障されております、先ほど稲垣先生からご指導ございましたが、職業選択の自由の観点からも本当に必要なのかということは極めて疑問でございます。

今日は、こういった基本的な認識に立ちまして、労働組合としてご意見を申し上げたいと思っております。

1つ目でございますが、公正競争の必要性ということで、クーリング期間あるいはグループ会社への異動制限といった行為規制が議論になっているわけですが、その妥当性を論じるに当たっては、申すまでもないですが、取締役等の事業の意思決定を行う当該企業の利益代表者、それに該当しない従業員とは明確に区別して行うべきかと思っております。

この点少し気になるのは、事務局案で、「自己が所属するグループ会社の利益を図る目的は、その会社での役職、意思決定の範囲や担当する業務にかかわらず、所属している以上生じる」といった一般従業員も対象とするような指摘が散見いたしますが、極めて不適切ではないかなと考えております。また、同じく事務局案の随所で「・・・の業務に『関与』する」という、一見曖昧な文言が用いられているところがございますけれども、今後、行政裁量の拡大によって拡張解釈、拡大解釈なされないように定義は明確にさせていただく必要があるのかなと考えております。

2ページ目でございますけれども、従業員に関してでございます。

従業員というのは、もとより事業の意思決定を行いません。経営者の指示命令や指揮監督に基づき業務を行う存在でありますので、そういう従業員に対してまで、資料14ページとなっておりますが、15ページになっていると思います。15ページのようなクーリング期間の設定を法令で義務づけるということについては、その期間、当該従業員の職業選択の自由を奪うということになりますので、私どもとすれば憲法に抵触すると思いますので、反対をさせていただきます。また、当該従業員のその期間中の職業能力開発の機会を奪うということにもなりますので、こういった観点に立っても私どもとしては受け入れることはできません。

なお、事務局のほうで、この2年間のクーリング期間というものの根拠にされているのを推察いたしますが、いわゆる天下りの規制の話だと思っておりますが、19年改正前の国家公務員法を論拠されているのではないかなと、これは16ページかと思っております。この平成19年改正におきましてこの規定は、いわゆる再就職先の口利きといったことの規制は導入されましたが、直接営利企業への再就職というのを規制する規定は廃止されていると思いますので、少なくとも現在は、離職後直ちに営利企業への再就職は認められているというように承知をしております。そういう意味で、資料作成の観点でも公正さに欠けているのではないかなという気はいたしますし、まずもって私ども、民間労働組合としては、国家公務員ですら課されていない規制を民間企業の従業員に課すということにどうしても納得性、妥当性は見出せません。

これは今後の話でございますが、今後、仮に一般送配電事業者の中で整理解雇を実施せざるを得ない状況が発生した場合、それも可能性はゼロではないわけでございますが、こういった事務局案のような異動制限が、ご承知の整理解雇4要件の1つに介護回避努力義務の履行というものがあられるわけですが、解雇回避努力のための手段を結果として制限してしまうことによって、当該企業の従業員を解雇に追いやってしまうというおそれがあるのではないかと、こういった考え方に立ちましても、この規制については不当だと考えてございます。

最後になりますけれども、行政機関である資源エネルギー庁、これ資料の13ページ、14ページですけれども、報告聴取を通じて、一般送配電事業への出向状況の確認・監視、これはどういった趣旨でおっしゃっているのかわからないんですけども、当該従業員のプライバシー侵害のおそれがあると考えておりますし、民間企業にここまで過度に干渉するという点については、不適切と考えておりますので、私どもとしては不要と考えてございます。

以上でございます。ありがとうございました。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、瀧本委員、沖委員、遠藤委員というふうにいきたいと思っておりますので、まず、瀧本委

員からお願いいたします。

○瀧本委員

中国電力の瀧本でございます。

私のほうからは、法的分離にかかわる話、それから卸電力市場の活性化にかかわる話といったところについてお話をさせていただきたいと思っております。

最初は法的分離にかかわる話でございます。先生方から既にいろいろご意見等は出たところではございますけれども、本日の資料は、前回のWGの意見を踏まえて、送配電の中立性をより一層高めるといふこと、それともう一つは、民間企業としての経営規律、これのバランス確保を図るといふことでご提示を受けたというふうに思っております。これについてまず申し上げます。

我々は、民間企業ということですとやってきております。海外の例ですと、元が国営企業とかいろいろ事情は異なる点はあるかと思っておりますけれども、我々はずっと民間でやってきたといふところがまずポイントかと思っております。

それと、今回そのバランスという中では、法的分離を行うといふことそのものが、ある意味、中立性を外形的に担保できるというご判断を当局の方ではされているのではないかと推察するところではございまして、究極的にどこまでやるのかといふのは、神学論争になるのかもしれませんが、少なくとも開始時点といふところでは、やはりバランスといえますか、その辺りを重視したやり方にするということではないかと我々は思っております。やってみておかしいところがあれば、適宜ご指摘をいただきながら見直していくというやり方もあるのではないかと考えているところではございまして、これが基本的な考えでございます。

それから、個別の話について私どもが若干気にしておりますのは、従業員の人事管理の話でございます。一口で送配電部門の従業員と申しましても、実際の業務といふのは多岐にわたっております。例えば送電線、配電線は膨大にあり、これらの巡視ですとか保守といった業務もございしますが、これは競争上の機微情報に触れるということはないわけではございます。こうした業務に従事している人間も多数いるということでもあります。したがって、具体的には行為規制といふのはガイドラインに落とし込まれていくというふうに認識はしておりますけれども、その際には、こういった事情も十分ご勘案いただきまして、柔軟な人材育成ですとか、あるいは効率的な業務運営ができますように、必要な対象範囲については精査をお願いできればと考えているところでございます。

2つ目は、ファイナンスといえますか、一般担保についてでございます。

これもいろいろご意見をいただいたところではございますが、私どもとしては、金融市場に混乱を生じさせないということが極めて重要だと思っております。金融機関様あるいは投資家の

皆様のご意見も踏まえ、慎重にご検討いただきたいというふうに考えてございます。

具体的に申し上げますと、分割時の既発債でございますが、これは社債権者の皆様の権利に影響を与えないということがやはり必要だというふうに考えてございます。

本日の資料でございます第2弾改正電気事業法の方策ということで、これを仮に選択するとしますと、経営自由度云々というのはメリットとして皆様おっしゃっているところでありますが、ただ、分割後の子会社の資産価値までしか担保されないということで、債権の価値としては、現在と比較すると劣後するといえますか、毀損される可能性が残ると思っております。

社債権者の皆様に過度な不安を与えないためにも、私どもとしては、改正NTT法の方策によって債権価値を保護するという案も選択できることが望ましいのではないかと考えている次第でございます。

それから、新発債につきましては、一般担保付社債を発行できる期限は、第3弾改正法の施行後5年間程度という時限措置のご提案を頂戴しているところでございます。しかるに、原子力を含む望ましいエネルギーのベストミックス実現のための措置というのは、現状まだ定まっているわけではないと考えてございます。

こうした中で、将来の資金調達環境を今の時点で見きわめるというのは困難と言わざるを得ないというのが私ども事業者の立場でございます。そのため、経過措置の終了期間を現時点で判断するというのではなく、措置の整備状況を踏まえ、円滑な資金調達環境が確保されているかどうかということについて十分見きわめて判断をしていただきたいというふうをお願いする次第でございます。

いずれにしても、こういう行為規制、中立性にかかわるところについては、私ども事業者としては、効率的なグループ経営によって企業価値を高め、安定した電気を低廉な価格でお客様へしっかりとお届けするというために、中立性確保に疑義を持たれないような業務運営をしっかりとまいりたいと思っております。

それから、卸の関係も既にご意見頂戴したところでございます。モニタリングの内容そのものは、今日詳しくご紹介はございませんでしたけれども、卸マーケットについては一定の努力をさせていただいているということは資料のほうで書き込まれているかと思えます。非常に厳しい需給状況の中で精一杯努力していると思っております。

全体として厳しい状況が継続しているというのは、前回6月のモニタリングのときと状況としては変わっていないと思っております。やはり厳しい需給状況の改善というのが、卸電力市場を活性化することには不可欠と思っております。私どもとしては、原子力の早期稼働ということに引き続き最大限努力していきたいというふうに思っております。

電源開発様の電源切り出しの話も松村先生からございました。あれぐらいの量と言われますけれども、我々としても、予備率にコンマ何%と十分効いてくる量でございます。今そこをどうしようかということで、いろいろ需給検証小委員会等でご議論いただいているようでございまして、私どもとしては、決して僅少な量と考えているわけではございませんが、その量につきましても、電源開発様と、現在真摯な協議を続けさせていただいているということでございます。私ども中国電力としても、資料に2万キロワットというようなことで書いてございますが、具体的な対象電源を特定するとか、開始時期等についても、電源開発様と協議を継続しておりまして、実際切り出した場合の現行契約書の変更内容、あるいは付随するいろいろな給電運用に関する申し合わせ書等々でございますけれども、こうしたものの考え方について詰めを行っているという段階でございます。これ以上は電源開発様との話もでございますので、この場では控えさせていただきますけれども、需給状況が改善すれば、速やかに切り出しにかかる諸手続ができるというふうに思っているところでございます。もちろん先生からご指摘のあった33ページだけではなくて34ページの対応もあるだろうというお話も認識はしておるところでございますけれども、まずはこういった需給状況の中でございますので、第1弾の取り組みを実現する、それに向けて進めるということが先決だということでございまして、その後の状況を踏まえて34ページのようなことについては判断をさせていただきたいというふうに思っております。

いずれにしても、しっかりと卸電力市場のさらなる活性化に向けた自主的取組を継続させていただきというふうに考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

私からは以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、沖委員からお願いします。

○沖委員

どうも。それでは、資料5-2の中の連系線等に係る利用ルールということで8ページであります。8ページの、まず運用容量の設定についてなんです。この8ページの緑といいますか青の枠の中にあるように、これは広域機関が進めるルールにおける方向性ということで、実は今、広域機関の準備組合のルールに向かって送配電等の指針を今ちょうど積み上げている作業中ということで、非常にこの辺のところ、会員全員が非常に興味を持っているといいますか、決定を待っている状況の中で、この辺のところを含めまして、まず運用容量の設定につきましては、原則30分ごとということについては、実際に連系線を拡大したい、我々新電力の立場としては、大変画期的な考え方として支持をさせていただきたいと思っております。

それから、この30分の断面につきまして、例えば一般電気事業の送配電の皆さんが負担に思われるというお話が恐らくあると思うんですが、例えば、14ページにありますような連系線の運用容量の表がありますが、年に1本だとか毎月1本という数字でありますけど、恐らく実際には連系線の作業があるときだとか、特殊な系統があるときとか、そういった場合には、この運用容量がさらに変わっているいろいろな時々刻々変わるようなものも運用されているということもあって、これを30分やるのはどうしてできるのかという話で、運用者が非常に負担になるという話も恐らくあると思うのですが、この辺は、例えば我々が本当に通してほしい連系線というのはある程度決められておりますというか限られていますので、その辺の強弱をつけながら、本当に30分欲しいところは真摯に対応していただくということで、そうでない場所については、ある程度緩めでも構わないといったような、現状に合わせた、実際、これは実運用の話ですけど、考えていただいて、この30分ルールをぜひ実現してほしいと思います。

それから、15ページの同じマージンのお話なんですけど、これも今ちょうど広域機関のほうで設立準備組合の中で、運用容量とマージンにつきまして勉強会が今始まったばかりです。我々は、現行のルールのマージンが全く使い物にならない、いわゆる実際に連系線を送る相手側のほうに我々が電源を持たなければならないといった、逆に言うと、あるならば使わなくていいというお話になってしまって実際使わなかったものを、今回は自分で持たなくてもいいと、相手側に電源さえあれば、調整ができればいいというふうに変わっている部分については、非常に実践的に使いやすいということで、これも我々としては支持させていただきたいというふうに思います。

この内容を踏まえて、我々広域機関のほうで、新しいルールづくりの指針としてぜひこれを決めていただいて、ルールづくりに活用させていただきたいと思っています。

次に、5-6の資料をお願いします。

これは市場監視についてということで、実際に我々、毎回といいますか何回かに1回市場のアンケートといいますか、実際にデータを見せていただくことは非常に興味深く、あるいは我々としては関心の深いデータであります。毎回毎回、事務局さんのほうで切り口をいろいろ変えていただいて、今回も新たな切り口でデータを出していただきまして、その内容を確認させていただきました。

今回2つほど提案といいますかお願いがあります。

主に市場監視に関してなんですが、資料の5-5の36ページですが、市場監視につきまして、この卸売市場の現状、今アンケートでありましたけど、踏まえて、具体的なまずガイドラインのようなものをぜひつくっていただきたいと、適正な取引のガイドラインという言葉でいいかと思うんですが、それが1点と、市場活性化について、それを前提とした情報の開示、これについて

もある程度ルール化をしていただいて、市場の活性化をさらに進めてほしい、この2つについてお願いしたいと思っています。

まず、ガイドラインについてですが、この資料の中によく出てくる言葉が、健全性を害する行為という言葉がよく出ているんですが、具体的に監視項目ということで幾つか挙げられている意味では、これをもう少し具体的にガイドラインの中に盛り込むということで、例えば、何が監視の対象なのかとか、あるいはどういう点に運用者は気をつければいいのか、あるいは何が許されて、何がいけないのか、そういったことをこのガイドラインの中に載せていただいて、運用者が非常にわかりやすく運用できるような形にしてほしい。つまり、我々も監視する側の一人としてわかるようなものをつくっていただきたい。これが一つです。

それから、情報の開示なんですけど、具体的にどういったルールで何を開示するのかとか、監視する対象に関するルールはどういうものなのかということを明示してほしいということです。

現在、広域機関で系統情報をどういった開示したらいいかというのが今ちょうど議論している最中なんですけど、実際にその情報というと、例えば、一般電気事業者の皆さんが持っている市場支配力ですね、そういったものに関係した、あるいはインサイダー的な話になるということにならないような情報の利用に関して実際の事例を挙げていただいて整理してほしいということです。例えば、系統情報が一つあると思います。それから、大型電源の運転情報ですね、こういったものも含めて情報の開示という意味では大変重要な内容だと思っておりますので、これについてもぜひ開示の方向でルールづくりをお願いしたいと思っています。

それから、資料5-7になりますが、これも運用の中では大変大事な内容になっています常時バックアップのことですが、今回、常時バックアップ、5-7のところにありますけど、資料の5ページになりますけど、ここにありますように、第2段階の施行後も継続的に制度を維持いただくということで、我々としてはこのとおりのお願いしたいというのが一つであります。

それから、第2段階の発電と小売りが分社化する場合、この場合について、少し状態は違うというのはわかるんですが、これも監視することで取引ガイドラインの中に盛り込んでいただきながら、実際我々が運用できるような形でやってほしいと思っております。

実際に我が社もそうですが、実は数社の常時バックアップを契約させていただいております。今回、制度が少し変わるんですが、あわせてですけど、実際の手続きに関する運営や、あるいは契約の内容について若干各社によってばらつきがあるという部分も含めて、いい機会であるので、ある程度統一運用ができるような、ベースラインで結構ですので、そういったものをあわせてルールづくりをお願いできれば大変ありがたいと思っています。

最後に、おまけというあれなんですけど、先ほど稲垣委員からお話がありました電気の商品

の電源構成を表示したらどうかという新しい商品の話なんですけど、我々も実は新電力、古い新電力としてですけど、いろいろな電源を持ってはいるんですが、実は、やりたい部分はあるんですけど、例えばJ P Xですね、市場の電気というのは、我々、中にどんな電気が我々のところに来ているかという、その中身がなかなかわかりづらい部分がありまして、市場の分を、例えば昼なんかはある程度確保して買っているんですが、それをどうやって分けるかという情報がないとできないものですから、そういったものがもし開示させていただけるのであれば、こういった商品の設計みたいところに我が社はこういう形でやっていますというものが出せるんじゃないかなと思っています。

それから、もし特定電源を特定需要家に供給できるそういった仕組みができるのであれば、そういったものを手続上簡便にできるのであれば、そういうものも我々としては商品設計の中に入れてもいいというふうに思っておりますので、これは制度の中身だと思うんですけど、そういうものも、もし可能であれば含めて考えていただきたいと思います。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

次は、遠藤委員、お願いいたします。

○遠藤委員

ありがとうございます。

それでは、少し多いのですけれども、六、七点ほど意見させていただきます。

まず、低圧料金における二部料金制の採用ということで、低圧料金について申し上げます。

これについては、これから低圧参入を考えております新電力にとって、非常に重要な論点であるということでございます。

資料5-3の37ページに、経過措置料金と低圧託送料金との関係のイメージが示されております。これは、託送料金と経過措置料金だけのグラフですけれども、実際には、小売りをするためには、託送料金のほかに電源原価あるいは販管費、販管費は新電力の場合少なく主には電源原価ですが、それらの原価の合計が積み上がりますので、それと小売料金との関係がどうなのかということが参入できるかどうかの重要なポイントになってきます。

一般的に、新電力の電源原価というのは、電力会社さんのような原発のような大型電源を持っていませんので、電力会社に比べると、固定費が小さくて、変動費が大きい。この図でいいますと、横軸に電力量をとっていただいていますので、電力量が多いほど傾きが高くなるという特徴がございます。

したがいまして、託送料金の直線の傾きがあるのですが、この○と×でついていますが、○のように大きい傾きにしてしまいますと、電力量の多い需要家さんほど新電力から見ると原価割れする可能性が高くなりますので、それだけ新電力の参入領域が狭まるということになってしまいます。実は、現状の高圧とか特高において新電力が低負荷率の需要家さんにしか供給できていないのですけれども、この要因として、この原価構造も大きく影響しているということがございます。

低圧の開放時において、できるだけ多くの需要家の方に競争の恩恵を受けていただくためには、新電力の参入可能領域というのを確保する必要があると思っております。そのためには、託送料金の設計においては、電力会社の料金メニューと託送料金との関係だけではなくて、先ほど申しましたような、一般的な形でいいと思うんですけれども、新電力の原価構造も考慮していただいてバランスよく設計を行っていただきたいというのがまず1点目でございます。

それから2点目につきましては、常時バックアップに関して申し上げます。

分社化後の常時バックアップについては、発電事業者が主体となって卸供給の形態をとることが提案されておまして、これについては妥当な考え方なのかなというふうに思っております。

資料5-7の8ページに幾つかの論点が示されておりますが、まずお願いさせていただきたいのは契約量、すなわちボリュームに関する考え方、それから、通告のやり方などの運用条件ですね、こういったものについては、これまでのやり方を引き続き継続していただきたいと思っております。

特に量の話ですけれども、契約量については、特高とか高圧で新規事業の3割と今ルール化されておりますが、低圧事業に関しても何らかのルールをつくる必要があると考えております。ただ、新電力はまだ低圧事業というのを余り供給しておりませんので、なかなかデータも少なく、具体的なご提案というのがしかねるところもございます。したがいまして、電力会社さんのほうで今お持ちのデータがあれば、そういったものを参考にしてルール化の検討をしていただきたいというふうに思います。

それから、常時バックアップの料金については、今は小売料金に整合するという形が求められておりますけれども、今後、卸供給になりますと、遅く電源コストに基づいた料金で提供されるという考え方によって変わっていくのかなと思っております。

資料に書かれておりますように、小売事業者間の公平性について監視いただくということは当然大切ですが、ここに上限価格というのを設定していただきたいと思っております。すなわち、今の小売ネットバックの料金を上限とするようなルール化をお願いしたいということでございます。

続きまして、卸市場の活性化、モニタリングに関してですけれども、先ほどからちょっと話題になっております資料5-6の34ページ、卸電気事業者の電源切り出しの資料があるのですけれども、私どもからすると、その私どもの期待に対してはやはりまだまだというような印象を持っております。全体的なモニタリング結果として報告されておりますように、卸取引市場というのはまだまだ十分に活性化されているとは言えない状況にあると思っております。毎度のように言っておりますけれども、全面自由化の開始までに残された期間というのが少なくなってきておりました。待ったなしの状況だと思いますので、制度的措置の検討も含め、具体的なさらなる追加措置の検討をお願いしたいと思います。

それから、続きましてインバランス制度に関してなんですが、 α の設定等に関しては、事務局案の案の2というのがございますので、これについてやっていただきたいと思っておりますが、資料の中でも記載されておりますけれども、そういった α については実コストをきちんとベースにした検証というのを引き続きやっていただきたい。何名の方からかありましたが、見直しすべきだったらするといようなことをぜひ検討していただきたいということでございます。

それから、送配電網の利用実態に応じた託送料金の件で、資料5-3の54ページなんですけれども、結論から申しますと、現行制度を改良することでもかなりの部分、対応が可能ではないかというふうに考えております。現行制度の分散電源の導入促進とか、設備利用と料金の公平性のところにバツがついているんですけれども、現行制度では、特高、高圧、低圧、全ての電源を同じ近接性評価割引額になっています。例えばこれを割引料金を高圧とか低圧については損失率に応じて大きくしていくなどすれば、その公平性がある程度保たれて、分散電源導入のインセンティブになるのではないかとこのように考えております。

そういったことも含めて引き続きご検討いただければというふうに思っておりますが、一方で、選択肢4の場合なんですけれども、これは遠隔地に多くの電源が設置されることを誘発することも考えられまして、潮流が逆に悪化するのではないかと、ひいては託送費が上昇するということが懸念しております。

それから、選択肢4の場合に、現行の近接性評価を廃止すべきとあるんですけれども、これについては継続すべきだと思っております。特に特高の近接性評価については、潮流改善の効果というのは当然ありますので、仮にこの選択肢4になったとしても、その部分は新規電源についても残すべきではないかというふうに思います。

それから最後、すみません、ネガワット取引なんですけれども、資料5-4に示していただいておりますような仕組みについては、いずれもネガワット取引を普及させる上で大変重要であるというふうに思っております。ぜひここに示していただいたような環境整備を実施していただいて、

ネガワット取引の拡大や競争力のあるポジワットの流通促進を実現していただきたいというふう
に思います。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、寺島委員、お願いいたします。

○寺島委員

ありがとうございます。

それでは、私のほうからきょうは盛りだくさんの件ですけれども、3点ほど。1点目は、現状
の制度設計に関するもの、2点目と3点目については、第3段階の制度改革に関するものについ
てちょっとお話しさせていただきたいと思います。

まず1点目なのですが、本日のこのたくさんの方の資料を拝見いたしますと、私の印象なのかもし
れませんが、随所に再生可能エネルギー導入に向けての関連する内容が含まれているのではない
かと受け止めさせていただいております。

確かに現在の置かれている状況、事業環境を考えると、この再エネの拡大という政策的課題に
配慮することは当然のことだというふうに思っております。ただ、同時に、市場の活性化や安定
供給の維持など、そもそも電気事業制度改革の中でいろいろ取り組んできたこと、これらを一つ
の制度改革の中で実現させていかなければならないということでありまして、どれかだけを重視
し過ぎるとバランスが崩れる。いわゆる、まさにバランスが重要なのではないかと考えておりま
す。

特に今般の制度改革では、市場機能をうまく働かせていこうという方向が謳われているわけで
ございまして、前回は申し上げましたとおり、インバランス価格も市場連動にしようじゃないか
というお話もありますし、今回はネガワット取引、さらには常時バックアップも、廃止に向けて
は市場の活性化ということが重要なのではないかということも謳われているところでもあります
ので、やはりここは市場がきちんと機能して適切な価格シグナルを発信することで、市場参加者
が行動していくことを、これをひとつ大切な視点にしないではいけないのではないかと考えてお
ります。再生可能エネルギーが入ってくる中でも、このことは同じではないのか。これらが電力
システムとしてうまく共存していく制度設計が求められているというふうに思っております。

その点で何か具体的な例をもう一度私も考えてみたのですが、やはりここは、先ほど松村
先生からお話もありましたし、私も前回のワーキンググループでも発言させていただきましたが、
計画値同時同量制度とFITの回避可能費用の関係、これが一つの良い例なのではないかと思う

のですが、これこそがある意味では再生可能エネルギーと新しい電力システム改革を結びつける一つのインターフェースではないのか。どちらも制度的ひずみをつくらないように設計していくことが非常に重要であると考えますので、この点、本日改めて今後の重要な論点の一つとして提起させていただきたいと思っております。

2点目でございます。今の点に関連することなのですが、この幾つかの政策課題として、例えば市場の活性化であったり再エネの導入であったり、稀頻度事故時の予備力の共有などの安定供給の問題であったり、これらの観点から、広域のネットワーク設備の重要性がこれまで以上に捉えられ、唱えられているというのが現状ではないかと思っております。

その点では、ご存じの方も多いとは思いますが、当社の送変電部門というのは、系統運用は実施していないものの、これまでも一般電気事業者の送配電部門の皆様と連携、協調を図りつつ、広域ネットワークの設備形成や維持管理などを全国で手がけてきたユニークな技術集団であると思っております。今後とも、この新しい事業環境のもとで、その社会的な要請に応えて、しっかりとその能力を発揮していきたいと思っております。

それに関連して私のほうから一言申し上げるとすれば、当社の送変電部門、即ちそれは、この第2段階では「送電事業者」というカテゴリーになるわけなのですが、今回の資料5-8では、「今般の一般電気事業者の送配電部門の法的分離にあわせて、同じように法的分離をする必要があるのではないか」というご提案があるということになっております。

これはまさに先ほど私が申し上げました、当社の送変電部門が担ってきた重要な役割を改めてご認識していただいたがゆえのものであると思っております。事業者としてしっかりと重く受け止めていかなければいけないと考えているところでございます。

3点目でございます。これにつきましては、同じく第3段階の話でございますが、一般電気事業者の一般担保規定の扱いについてでございます。先ほど松村先生から、「電源開発は一般担保は要らないと表明した」というふうにお話がありましたが、正確を期させていただきますと、本年1月の第5回のワーキンググループだったと記憶しておりますが、その席上で私は、「第3段階に向けて法的分離して事業形態が変わる際には、事業者間のイコールフットイングということを考え、すなわちそれは一般担保の廃止という方向で十分に検討がなされるべきではないか」ということを申し上げたということは事実でございます。

その記憶をたどりまして今回の資料を拝見させていただきましたところ、資料5-9になるのでしょうか、その資料の中では「原則廃止」とし、さらには「5年程度の経過措置」ということをご提案いただいているということは、私は、これはひとつ大きな意味があるのではないかと理解しております。確かに一般電気事業者さんの場合には、今回、一定期間の経過措置が必要にな

るという事情はわからないでもないのですが、だからこそ、ずるずると残ってしまわないように、ここは経過措置の期間を明示することが重要になってくるのではないかと考えております。

その点では、先ほど銀行協会さんからは「期間を明らかにしないほうが良いのではないか」とか、あるいは一般電気事業者さんからも、その同様の趣旨のご発言があったのですが、ちょっとここは考え方を考えてみてはいかがかなと考えております。

即ち、いわゆる現下の情勢では、一般担保規定を残さなければならない諸事情があるのであれば、その諸事情というのは、恐らくはこの業界にとっても、金融界にとっても決して望ましいことではないと思いますので、それを、この経過措置期間を明示することで、その期間終了までには解消すべく、まさに関係者の英知を振り絞ってでも必要な措置をとることで、逆にしっかり廃止に向けてのプロセスを進めるようにすべきではないかと考えておるところでございます。

非常に難しい問題ではありますけども、この問題に取り組んでいくことは、この電気事業が、いわゆる新しいフェーズに入って健全な発展をしていくために必要なポイントではないかということをお願いさせていただきます。

以上3点でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、大橋委員、お願いいたします。

○大橋委員

ありがとうございます。

幾つか小さいものも含めて意見をさせていただければと思います。

まず、資料5-2の19ページ目、論点4なのですが、地産地消を超えて再エネの導入をしていく。そうした際に、広域融通、連系線を使ってさらに再エネの導入を拡大できるんじゃないかという視点というのは大変結構なことだと思います。なお以前にも議論させていただいたんですけど、この図で書いてある内容というのは、若干逆さやが生じるような可能性も実は内包していて、これ費用精算、事業者間で合理的な制度、経済合理性のある精算だと思いますけれど、これで、事業者間で仮に精算できない場合は、広域融通をしないのかという話になると、事業者だけに任せると問題ですから、制度的な一定程度の手当ても、もしかすると必要かもしれないですし、仕組みがどうなるのかによると思うんですけど、ちょっとそうした仕組みというのは、事業者間だけに委ねるのではなくて、きちっと議論していくべき内容なのかなというふうに思ったのが1点でございます。

2点目は、資料5-3の41ページ、託送の話でございます。

託送とはどう考えるのかということを経験的に資料で説明されていますけれど、現在の制度というのは、そもそも設備の利用実態というのは考慮してなくて、だから、実量とコストというのはある意味乖離している。だから、料金のつけ方というのは、そもそもフィクション的なところが多分に含まれているということなんだと思います。

これまで特高から低圧へと一方的な電気の流れが過半を占めていたときでは、現行の託送料金体系も考え方としてはあったんだろう。今後、低圧とか中圧とかにどんどん入ってくるような事態になったときに、これまでの託送制度を技術的な観点も含めて、もう一回見直していただくような機会があると、選択肢4以外も含めて、もう少し理論的に整合性のある議論というのをできてよいんじゃないかなと思います。分散型電源と大括りにおっしゃっていますけれど、一部の分散型電源というのは、十分普及のための措置がなされているものもあるし、あるいは措置がなされていないものもあるわけですから、いろいろな意味で、もう少し精度を高めたほうがいいんじゃないかなと思います。

需要地近接性というのは、そもそも送電ロスとかの観点からの入れられたものなのかなと思うんですけど、これについても、どれだけ潮流改善効果があったのか、制度が入ってから恐らく10年ぐらいたつんでしょうか、実績評価した上で、この制度のあり方を考えるべきだと思います。もちろん今回仮に低圧、中圧の部分の料金に手を入れるとしても、二重取りになっちゃいけないということで、需要地近接性の廃止の議論があるのだと思いますけれど、もう少し技術的観点を含めて整理ができればいいんじゃないかなと思います。とりわけ私心配しているのは、特高の産業需要家、そうした利用者に対する経済政策的な配慮って、これまでは少なくともあって、今後の日本経済を考えていくうえでも非常に重要な側面だと思いますし、もう少し全体的な議論の整理ができるとうれしいんじゃないかというふうに思いました。

次、資料5-4なんですけれども、インバランスなんですけど、今回、前回の議論を踏まえて、非常に精緻な案を提示していただいたなというふうに思っています。

これはこれで今回、第2段階終了まで続けていくということなんだと思いますが、リアルタイム市場を考えると、とりわけ上限、下限に制約を加えると今の案では入れられているんですけど、これはやるべきじゃないというふうに私は思います。そもそもリアルタイム市場の性格上、設備投資のインセンティブをリアルタイム市場で促していくという観点からすると、今回の案では価格に制約を加えることに一定の合理性があるかもしれませんが、リアルタイム市場では、全く別の考え方でいかないといけないということ、先の話だと思いますけれど、コメントさせていただければと思います。

次に、資料5-2のネガワットの話ですが、今回こうした形で示していただいたのはよ

かったと思います。とりわけ、電源が必要な場合に、ネガワットというのも一つの選択肢に入れることによって電気料金を全体として低減していく努力をするという視点というのは重要なのかなと思いました。

3ページ目にネガワット取引の類型①、②、③とあるんですけど、基本的にビジネスとして考えていくのは①と③だと思っていて、②というのは、非常に複雑ですし、今後もう少しじっくり議論していけばいいんじゃないかというふうに思います。

そうした観点からすると、この③番目、林先生からも③番目が重要だというお話あったんですけど、この③番目を利用していくに当たって、今後、システム改革の中で幾つか議論しなきゃいけない論点というのは恐らくあるんじゃないかというふうに思っています。それは、系統の観点から見て、電源と同等にネガワットが利用しやすいという形になるために、ネガワットについて一定程度取引できる条件を決めておいたほうがいいんじゃないかと思います。例えば、規模が余り小さいとそもそも系統側は非常に手間かかる話になりますから、一定程度の規模がやはりないと、なかなか③番目って使いづらいと運用者が思うかもしれませんし、また、ペナルティについても一定程度ないとこれは難しいと思います。また、電源については、電源脱落みたいな話があるんですけど、このネガワットについては、恐らく一部の需要家というのは未達の可能性もあるわけですね。そうすると、その未達率を勘案した上で、一定規模のネガワットを調達するために一体どれくらい調達すべきなのかというふうな、ある種定型化されたものがあつたほうが、電源と同等に調達するという観点からすると、類型③をより促進していく上では、そうしたシステムというか、システム的な、あるいは制度的な一定のかちつとしたものを決めておいたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。今後、供給逼迫とかによる料金が上がるのを防ぐためにも、③番目をいかに普及させていくのかというのはひとつ重要な論点じゃないかと思っていますので、そうした検討をして頂ければと思います。

当面、以上でございますが、私、今回、組合の方いらっしゃっていますが、これまで事業者とか一般電気事業者とその競争事業者とか、あるいは消費者の観点からいろいろ議論していたんですけど、勤労者というか労働者の観点というのは実はシステム改革の議論で余りなかったなというふうに再認識いたしました。今回、そうした観点で組合の方から意見を求められたというのは大変よかったことかなというふうに思ったところでございます。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして野田委員、圓尾委員、前田委員といきたいと思いますので、野田委員、

お願いします。

○野田委員

ありがとうございます。

私からは、送配電事業者の立場から、託送料金の設定と、連系線利用ルール、設備形成ルールの3点について意見を申し上げたいと思います。

まず、資料5-3の41ページ以降の設備利用形態を踏まえた託送料金の設定についてであります。

今回の資料では、利用する設備に着目した託送料金設定のあり方が論点に上がっております。お客様への電気の供給につきましては、本ワーキングでもご議論いただいているとおり、大規模電源を始め送配電系統全体を活用して周波数や電圧調整を行って電気の品質を維持しております。したがって、ある低圧の電源が、近隣の低圧需要に電気を供給する場合には、一見、低圧の設備しか利用していないように見えるかもしれませんが、実際には安定的に電気をご使用いただくために、送配電系統全体で電気の品質を維持してお届けしているのが実態だと思っています。

現行の託送料金設定は、電気の安定供給に必要な送配電設備の利用形態を踏まえながら、需要地の電圧に基づいて同じ電圧で電気の供給を受ける場合には、その電圧で必要なコストを平均的にご負担いただく仕組みとなっております、合理性があるものと考えております。

一方、資料の51ページの選択肢4に掲げられております高圧・低圧電源の割引につきましては、まず、供給区域を越えた供給や取引の場合など、特高設備の利用可能性が高いものまで割引を行ってしまう可能性があり、利用する設備と料金負担の関係が曖昧であること、それから次に、割引分は、そのほかの系統利用者にご負担を求めることとなりますが、そのご負担に見合う受益が何か不明であること、さらに、資料54ページに記載のとおり、高圧・低圧電源の連系増加が託送料金の上昇につながる可能性があること、といった課題が考えられるため、現時点では問題のある案だと言わざるを得ないのではないかと考えております。

次に、資料5-2、連系線利用ルールについてであります。

地域間連系線を効率的に活用しながら、再エネを最大限導入できるよう、我々としても協力してまいりたいと考えております。その上で、一般のお客様への供給信頼度が低下することがないよう、連系線を熱容量まで利用することによる系統信頼度への影響でありますとか、あるいは太陽光発電などの直流機器の増大が系統安定度に及ぼす影響、また連系線事故時における再エネの自動制御など実効性のある方法などを勘案しながら連系線の容量拡大、あるいはマージン利用の検討を進めていくことが必要だと思っています。

また、先ほど沖委員からご発言がございましたが、利用者のニーズを聞きながら実務にも配慮

した形で実際に検討を進める必要があると思っています。

また加えて、19ページの論点4にあります余剰電力発生時の緊急的な広域融通の在り方について、このスキームを円滑に活用していくためには、特定の事業者の負担とならないよう、合理的な仕組みをあわせて考えていく必要があるのではないかと考えております。

それから最後に、設備形成ルールについて申し上げたいと思います。

今後、今回の取りまとめられた内容に沿って、送配電等業務指針を策定していくものと認識しております。とりわけ、長期方針の策定でありますとか、あるいは計画策定プロセスの実施案の選定につきましては、電源の将来構成、あるいは需要動向にどのような環境変化を見込むのか、また送電事業の実現性や環境への影響をどのように適切に評価するかなど多くの難しい判断をしていくことが必要になると考えております。そのような中でも、長期方針につきましては、資料に記載のとおり、基本的な考え方を整理するとともに、具体案件では適切な判断ができるよう業務指針において評価の観点など基本的な考え方を規定することとして、実際の案件を通じ、試行錯誤しながら進めていくのが合理的ではないかと考えてございます。

私からの意見は以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、大変お待たせしました、圓尾委員、お願いいたします。

○圓尾委員

ありがとうございます。

まず事務局にです。資料3を作って頂きましてありがとうございます。そもそも松村先生ご指摘の通り、1回にしては論点が多過ぎるという点はあるのですが、こうやってまとめていただけると、傍聴されている皆さんもそうだと思いますけど、何がどう整理されているかが分かりやすいです。たとえ論点が少なくなっても、続けていただければありがたいです。

それから、二重オブザーバーが最初に懸念点として制度改革全般に関しておっしゃったことですけれども、当然のことながら、我々、ご懸念の点は重々認識した上で発言しておりますので、ご懸念には及びませんと申し上げておきます。

それから、資料の順に沿ってお話しします。まず、資料5-3です。

何回か議論が出てきていた電源別の表示に関してです。これは前回のワーキングで申し上げたとおりで、義務付けなければならないのは消費者保護の観点で必要な項目です。例えば食品であれば、添加物だとかアレルギーだとかいろいろな問題がありますから、中身を表示しろというのは当たり前の話だと思います。けれども、私の家のコンセントで取れる電気と、他の家で取れる

電気とでは、中身について本質的な違いは当然ないわけです。ただ、辰巳委員がおっしゃるように、消費者がその中身を見て選びたいというニーズが強いのであれば、放っておいたって事業者は選んでもらうために開示するわけですから、義務付けではなく、自由競争の中でそれぞれの事業者が工夫すればいい話、と思っております。

それから、他人資本報酬率の算定です。

結論としては、肌感覚として大きく変わらない数字が出てきているなと思いますので、問題ありません。ただ、公社債利回りの平均について言えば、直近5年を採っていますけども、平均的な電力会社さんの調達状況を考えると、8年とか10年とか、本来はもうちょっと長期で見るべきものだ、という点は認識しておく必要があると思います。一方で、ご存じのとおり、3.11の後、資金調達量もふえていますし、今回、直近の値をとるのは違和感ありません。しかし、これが絶対正しいわけではなくて、例えば、アベノミクスがうまく回って金利がこれから上昇していくことになれば、常に直近5年間を採っていると数値が高目に出てしまうという問題も出てきます。どのぐらいのスパンで見直していくかは分かりませんが、ケース・バイ・ケースで、料金審査の方になるのかもしれませんが、適正な値を反映する方法が何かというのは、これに縛られずに、その時々できちっと見直していくべきだと思います。

それから、これも何回か出てきた4つの選択肢がある託送料金の設定の問題です。松村先生がおっしゃっていたと思うのですが、4つともピンとこないというのが正直なところですね。1のように完全に紐付けするのは、できたとしても非常にコストとして無駄な話だと思います。2とか3とかは、以前問題になっていたパンケーキ構造の問題が、また出てきかねないという気がします。かといって、4のように割り切ってしまうと適切なのかといえ、目先はしょうがないとしても、完全ではないと思っています。

頭に入れておかなければならないのは、例えば、家庭用の分散型電源であるエネファームだとか太陽光みたいなものが、まさに需要地の中にあって、隣の家でも使われるような環境であれば、これを有効に利用する制度を、託送料金が高くてできないというようなことがないように、考えなきゃいけないと思います。だけど、それだけを考えていると、例えば、山間部の需要のないところに太陽光をずらっと並べて低圧にくっつけて、「低圧から低圧ですから安い料金です」と主張されても困りますし、それから、低圧で集めた電気を特高の部分で使うお客さんが出てきた場合、今の託送料金だと非常に安く使ってしまうという問題もあると思います。何が問題点で、何を押し進めるべきかをきちんと見定めた上で、完全な解はないと思いますので、落としどころを見つけていく必要があります。私は、2、3、4の様なタリフをつくった上で、松村先生がおっしゃったとおり、電源の位置がどこかということで適用するかどうかを区分をしていくのが適切

じゃないかと思います。広域機関なのか、送配電事業者なのか、誰が判断すべきなのかわかりませんが、例えば、東京都心部のように明らかに低圧の需要がしっかりあるところでは、このタリフを適用するが、低圧の需要が十分でないところには適用しないなど、いわば、需要地近接性制度をうまく織り込んだようなものできないだろうか、と考えています。

それから、5-4のモニタリングです。これは皆さんいろいろなご意見がありましたけれども、確かに、ここに並んでいる東北さんから九州さんまでの各社さんは、切り出したとしても、非常に自らの決算の状況が厳しい中で、たとえ数千万でも数億円でもマイナスを上積みするような可能性があることに対して、足元で決断しかねるというのは、私は理解できることです。ただ、そういう懸念がない、沖縄さんが1万キロワットにとどまっているのがなぜなのかを、本当は沖縄さんがいらしたらお聞きしたいところですがいらっしゃらないので、J-POWERさん聞くしかないかなと思っています。要は、吉の浦が50万キロワットプラスアルファ立ち上がった以降の1年ちょっとというのは、非常に需給が余っているはずで、それから、他電力さんのように原子力を抱えたがゆえの収益の悪化も生じていないわけですし、感覚的には桁がもう一つ上でも、沖縄さんは十分できるんじゃないかなと思います。もちろん沖縄さんとしては、切り出してしまったら、それが安い電気となって自分の需要を食われるんじゃないかという懸念もあるでしょうし、それからJ-POWERさんは、切り出さなければ稼働が下がっても固定費はしっかり回収できるのに、そのリスクを背負うことになるわけですから、そういったことで、ウイン・ウインの関係ではありませんが、進んでいないのかな？と外部者としては見ておりました。なかなか1対1の契約の話なので、話しづらと思いますけど、何かありましたら教えていただければと思います。

それから、5-8の行為規制のところでは、

その(2)のところでは、グループ内の資金融通に関してです。この資料の中で監督官庁として1個忘れていないんじゃないかと思うのは、送配電会社の財務健全性に関してチェックしなくて良いのか、という点です。以前から、一般電気事業者は、総括原価方式を通じて儲け過ぎはしないけれども損もしない、というのが何十年来担保されていて、その一方で、兼業規制も課せられていたわけですね。要は、本来であれば国内の電気事業を行うカツカツの資金しか回っていないはずなのに、リスクのあるビジネスにいろいろと手を出して、それが一般電気事業者の経営の健全性に影響を及ぼしてはならないということで、そういった規制があったと思います。しかし、今回、発電は自由化されます。小売りも自由化されます。けれども、送配電は公益事業者としての使命をまだ担って頂かなければならないので、託送料金に総括原価方式が残るわけですし、ユニバーサルサービス等々をやって頂くために、競争を起さずに二重投資のリスクも廃す

る、という様々な措置が講じられています。というのを考えた時、短期資金については、これは完全に自由にやっていただいて私はいいいと思います。せっかく一つの資本のかさの中に幾つかの会社があるわけですから、キャッシュマネジメントシステムのような形で、その時々でベストと考える資金の融通を短期的に行うのは、これは当然認めるべき話だと思います。だけど、長期投資を送配電会社から外の会社に資金を回すという形でやる、もしくは保障をつけるということに関しては、これは一定の監視が当然必要だと思います。財務健全性という意味で必要なんだと思います。

例えばですけど、一般送配電事業の自己資本が5,000億ぐらいしかないとして、そのグループにある発電会社が、原発の新設をするから4,000億ぐらいをそこから回すということになれば、何かしらの規制の変化で、原発が出来たは良いけれども動かないとなった場合には、当然、損失計上が出てきます。その資金負担も回ってくるわけです。そういったリスクを全くだめとは当然言えないと思いますけれども、中身をきちっと見ていく必要があるだろうと思います。この観点では、監督官庁からの業務改善命令がきちっと出せるようなリスクヘッジをしておくべきではないか、というのがこれに関しての意見です。

それから5-9、一般担保のところの問題です。まず、既発債に関してですが、これに関して、4ページのところにも書いてありますが、「債権者の権利に実質的な影響を与えない方策を講じる」ということで、微々たる影響を与えてもだめだということではありません。つまり、完全に今までと同じ権利を担保しなければならないということではなくて、実質的に債権者が、これなら今までの自分たちの権利が守られているな、という認識があれば、十分だということだと思います。

その観点では、5ページのところに、右左並んでいますけど、これ左をNTT方式、右側を、私は東電方式と呼んでいるのですが、東電方式が東京電力さんの新総特で発表されて、当然、東電さんもいろいろな債権者と、その後議論を重ねていらっしゃいますし、マスコミからもいろいろな報道がされています。その中で、債権者の方々が、これは大変だということで大きな声を今上げているかということ、私の知る限り、私もマーケットど真ん中にいますけれども、全く聞こえてこないです。もちろんそれは比較すれば、NTT方式のほうが安全ですよね、ということはおっしゃいますけれども、東電さんから右側の方式の説明を受ければ、なるほどということで納得されているのが現状だと思います。

ということを考えてときに、大事なのは、経営の自由度という言葉も出てきましたが、NTT方式だと、今後、会社をどう発展させていこうかと、電力会社さんが考えて行動を移すときに、担保という制約がかなりかかってくるリスクがあると思います。右側のほう、東電方式のほうは

そこは自由に決断できるということですので、銀行さんの立場としては左、NTT方式がいいというのはわかりますけれども、普通の経営者の感覚だったら右側がいいと選ぶでしょう。これは議論の余地がないんじゃないかと私は思っております。

事務局としては、並列併記されていますけれども、どなたかおっしゃったように、政策目的というものも考えた上で次回はきちっと事務局なりの考え方も示していただければと思います。

それから、新発債に関してです。1月のワーキングでも申し上げましたけれども、なぜこれが問題になっているかという点、間違いなく原子力です。3.11の前も、もう何十年と一般担保付社債を電力会社さんは出していましたけれども、マーケットで一般担保があるということを意識していた人なんてほとんどいないと思います。だけれども、3.11があつて、原子力のリスクがあからさまになったことで、一般担保の重要性にマーケットが気づいたということにはほぼ間違いありません。

ここからは、寺島委員がおっしゃったことですが、私は事務局というか規制当局がここで「5年程度」を出してきたということは、今から起算すると10年ぐらいになりますが、少なくともその間には原子力にかかわる、例えば官民の役割分担ですとか様々なリスク、民間の事業会社で原子力をオペレーションしていくために整理しなければいけないことは、この期間中に当然解決していくんだという、規制当局のコミットメントだと思ひ、これはすごく立派だと私は思っ見ていました。ですから、当然、規制当局だけじゃなくて、私自身も直ちに原子力ゼロなんてできるわけもなく、日本に原子力が当面必要で、これをきちっとオペレーションしなければならぬんだらうという立場で申し上げていますけれども、電力会社さんも同様に思うのであれば、自ら退路を断って、この間に規制当局と一緒に議論をし、原子力の問題をきちっとクリアしていきましょうということをお願いしたい方がよいのではないかと思います。逆に、10年経っても原子力リスクが解決していない可能性があるんです、と事業者さんに言われてしまうと、その程度のコミットの方々に原子力のオペレーションを任せて本当に大丈夫なんだろうか、と私は感じます。もう少し強いコミットメントを持っていたら、と思います。

それから、ここまで言えばあれですが、何回か出てきたイコールフットィングの問題も、これも全然イコールフットィングじゃないです。今申し上げたように、原子力のリスクを、主には送配電のビジネスから生まれてくるキャッシュフローでヘッジしようというのが、今一般担保をみんなが重視している意味ですから、原子力や送配電事業を持っていない事業者に、J-POWERさんはちょっと持っていますけれども、一般担保付社債を出してもいいですよ、と言ったところで、それは全然イコールフットィングじゃないというのは、何人かご指摘ありましたけど、その通りだと思います。

私からは以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

予定した時間になっておるんですけども、前田委員がまだご発言されていないので、前田委員、お願いしたいと思います。

あと辰巳委員、短く、あと残りの質問をしていただきます。

それでは、前田委員、お願いします。

○前田委員

ありがとうございます。お時間もございますので、簡単に申し上げます。

常時バックアップにつきまして何点かご意見が出たと思います。資料5-7の4ページのところ、常時バックアップについては、過渡的措置だということで、将来的に市場が機能したときには、これは廃止が望ましいというふうに考えられると、この辺の方向性については、私どもそういう認識でおりますけれども、その下のところに、2013年度の常時バックアップ量は総量26%あるということで、これはこれである意味支持をされているというふうに認識すればいいのかなというふうに思っていて、そういった意味で、沖委員のほうから、その制度維持をしてほしいと。これについては、当面はやはりこれだけの量がある中で廃止という話にはならないというふうに考えてございますので、当面は維持をしていくというふうに思っています。

しかしながら、使い勝手が悪いので、もっと使い勝手をよくというようなお話もございましたけれども、例えば、ベース電源に対応するような形で料金制度を工夫するとか、こういったこともやっております、以前のこの数字が必ずしもフィットしているかどうかわかりませんが、第4回（制度設計ワーキング）のときの、常時バックアップ量としては16.9%のものが今26%になっているということで、これ数量としては増えているということになってございますので、ご指摘があったような、例えば統一ルールというようなことを、そのあたりの合理性をしっかりと見直しをしていくということについては、前向きに考えたいというふうに思っておりますけれども、根本的にもっと使い勝手をよくせよということになると、一方で、本来は市場のところ取引すべきところを、かえって阻害していくような、そういったことにもならないかということもございますので、このあたりは総合的に考えていくべきだというふうに考えてございます。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、辰巳委員、お願いします。

○辰巳委員

すみません、急いで。先ほど言い忘れたことで追加ですみません。

1つ、資料5-8のところの資金融通の話で、通常取引の条件という単語が使われていて、非常に私たち、私なんかからは、どういうことかわからないということを、聞いて理解がしにくいんですけども、たまたま資料をつけてくださっている資料5-8の26ページに、EUにおける取引に関する規則というのが書いてあって、だから、EUでは市場の条件という単語を使っているということでマーケットコンディション。どうして日本で通常取引の条件みたいな曖昧な言葉になってしまっているのかというところを聞きたいなと思って、このような同じ単語を使えないのかということが1つです。

それから、5-9の資料の既発債の取り扱いの件なんですけれども、これは先ほど圓尾委員もおっしゃってくださって、全く同感で、私も右側のほうがいいんじゃないかというふうに思うので、簡単に右を推薦したいというふうに思っております。

最後にもう一つだけ、圓尾委員が表示のことで、中身が同じ電気なんだから、そんなの電源を書く必要はないというふうに私はとれたんですけれども、やはりそこは全然考えが違っておまして、やはり私たち物を選ぶときに、最終的にどういう商品かというので選ぶのではなくて、どういういわれがあってできてきているか、その商品がどこでどういうふうにつくられてというふうに、商品の一生、ライフサイクル全体を見て考えていきたいというふうに思って今はおります、普通の私たち消費者は。ですから、圓尾委員、ぜひ個別に後ほど話をさせていただきたいと思うんですけれども、電源に関しては、やはりきちんと書いていけるように努力をしていただきたい。難しい点はいっぱいわかりますけれども、そういうふうに思っております。それはぜひそうしていただくことによって、逆にまた私たちも、そういうふうになっているんだということを、今まで差し込めばすぐ使える電気だったのが、違うんだということの勉強にもなりますもので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、寺島委員から、ごく短くお願いします。

○寺島委員

すみません、一言だけ。先ほど圓尾委員のほうからお話がありました沖縄電力さんの件なのですが、「稼働率が下がっても固定費がもらえるなら、双方にとってウイン・ウインなのではない

か」というご発言ですが、そのような認識があるということは、非常に心外でございます。私どもは、全くそういうことはなく、そんな姿勢で一般電気事業者さん、沖縄電力さんにご協議しているつもりは毛頭ございません。当社につきましては、平成15年の民営化法案、さらには、そのときの電気事業分科会の報告でも、「民営化の中では、卸電力市場の中で活躍することが期待されている」と言われたことを記憶しておりまして、それがまさに政策的な課題として受け取っておるつもりでございます。

今般、沖縄電力さんがエネ庁さんとのヒアリングの中では「特段のボトルネックはなし」というご報告をされていると資料でも拝見しましたので、それでは、今後は実務的な課題について当社はしっかりと整理しながら進めていくということを改めてここで発言をさせていただきたいと思えます。

くどいようですが、先ほどのようなことは決してございません。以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、二重オブザーバーのほうから最後でございます。よろしくお願いいたします。

○二重オブザーバー

すみません、また圓尾委員のご発言についてのコメントになって恐縮なんですけれども、銀行団から東電方式に対して異論が出ていないというコメントを頂戴しておりますけれども、現状は、東電の分社化の件が方策②を前提に検討されているのは事実でございますけれども、詳細設計、中身についてはこれから議論をさせていただくと、そういう状況でございます。また、東京電力さんの分社化の件につきましては、国によります役割分担の明確化と、あと東京電力さんの経営改革等を踏まえて検討させていただくという内容でありまして、状況が東京電力さんとその他の一般電気事業者さんの場合は、少し異なっておるというふうに考えておりますので、補足の説明をさせていただきます。

以上であります。

○横山座長

どうもありがとうございました。

時間が来ましたが、いろいろご質問もありましたので、簡単に安永さんのほうから。

○安永調整官

どうもありがとうございました。若干のご質問等にお答えさせていただきます。

林委員から、連系線の運用容量のところ、熱容量だけでないという、いろいろあるというご指摘をいただきました。

いろいろあると思います。ご指摘いただいた以外にも、緊急時の運用のほかにも平時の運用であったり、透明性をもっと上げるとか、情報が明らかになるとか、いろいろなことを考慮しながらやっていかなきゃならないという意味では、ご指摘のとおり検討すべきものは、この熱容量だけではないというのは、そのとおりかと思います。

それから、辰巳委員初め多くの方々からご指摘いただきました需要地近接性評価割引の扱い、これは選択肢4のところでは廃止というのを書きましたのは、まさにそれに代わるものになるという趣旨もあるんじゃないかということで記述させていただきました。今日いろいろご指摘いただきましたので、いずれにしても、これは関係の整理が必要になってきますので、今日のご指摘も踏まえて整理をしたいと思います。

それから、松村委員から、再生可能エネルギーのインバランスの議論はまだ終わりではないよねと。

これは前回も、例えば予測精度を高める工夫であったり、それから費用の扱いが今のままでいいのかといった点を中心にいろいろご指摘いただきましたので、また改めて整理をしたいというふうに考えております。

それから、圓尾委員から、行為規制に関して、送配電の財務の健全性の観点が抜けているんじゃないかと。

これは、この中立性の規制でやるのかという以前に、現行の電気事業法にもございますけれども、送配電事業者には財務の健全性の規制が別途電気事業法で書かれますので、そういう視点は見ないということをここで言っているわけではないということだけ補足させていただければと思います。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

本日は長時間にわたりまして活発にご議論いただきまして、ありがとうございました。

簡単に本日の議論を整理させていただきますと、特段、修正等のご指摘はなかった論点、例えば、論点2の広域的運営推進機関のルールでありますとか、論点4のインバランス制度に係る詳細制度設計でありますとか、論点5のネガワット取引の活用、ここでは大橋先生から、今後のいわゆる推進のための課題等をいただきましたけれども、現状の具体化につきましては、特段ご意見がなかったかというふうに思います。したがって、ご説明を行った方向性に沿ってこの論点につきましては具体化を進めていただければというふうに思っております。

また、その一方で、先ほどから出ております論点3の、いわゆる託送契約上の設備利用形態を

踏まえた託送料金設定、再エネの取引等の託送料金の設定でありますとか、それから電源種類の話もちょっとまだ出ておりますけども、そういう点。

それから論点8、行為規制の具体的内容。これにつきましては、非常にたくさんご議論いただいて、論点があるかと思えます。まだ残っているかと思えます。

また論点9、一般担保規定取り扱いについて。これはもう先ほど安永さんが整理をもちろんさせていただくということで、事務局さんに次回までに整理をお願いしたいというふうに思います。

ということで、大変時間オーバーいたしましたけども、まだまだ論点がたくさんございますので、次回以降も引き続き検討を進めてまいりたいと思いますので、ぜひご協力をお願いしたいというふうに思います。

それでは最後、今後のスケジュールにつきましては安永さんのほうからお願いします。

○安永調整官

次回日程は、また調整の上ご連絡をさせていただきます。

○横山座長

それでは、今日は朝早くからどうもありがとうございました。

これにて閉会いたします。

—了—

問い合わせ先

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部 電力・ガス改革推進室

電話：03-3580-0877

FAX：03-3580-0879